

いじめは、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであり、どの学校でも起こり得るものであるという認識をもつことが重要である。児童生徒の小さな変化や気になる言動等を発見した教員は、決して一人で抱え込まず、学校いじめ防止基本方針に則って組織で対応しなければならない。組織対応する中で、事実を確認した上で、法に基づいて「いじめか否か」の判断をし、いじめと認知した場合は、被害児童生徒を守り通すことを第一に考え、教職員間で情報共有をし、保護者・関係機関と連携を図り、迅速に対応しなければならない。その際、加害児童生徒や周囲の児童生徒への指導も忘れてはならない。

不登校に対しては、登校や、学校復帰のみを目的に対応するのではなく、社会的自立を見据えた対応にも留意する。不登校の要因は複雑化・多様化しているため、児童生徒の様子や変化をよく見てその前兆を捉え、「新たな一人を出さない」ために早期に対応することが重要である。また、児童生徒のみならず、その保護者へのサポート（教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との相談・専門機関の紹介）も併せて行い、保護者の不安や悩み等に寄り添い、その解消を援助していく。

暴力行為等に対しては、児童生徒との信頼関係を根底に指導しなければならない。学校の決まり等を守れない児童生徒の問題行動や非行に対しては、「社会で許されない行為は、子供でも許されない」と、毅然とした粘り強い対応が必要である。問題が潜在化、深刻化することもあるという認識で継続した指導を行い、見届けることを忘れてはならない。また、熱心な指導が、体罰等の力による指導や、児童生徒を心理的に追い込むような指導になってはならない。

(2) 教育相談活動を定期的・計画的に実施しよう

教育相談では、児童生徒が自らの問題に気付き、それを自ら解決できるよう支援することが大切である。児童生徒との関わりを大切にし、相談活動を定期的・計画的に実施する。

(3) 校内の指導体制を確立するとともに、関係機関や小学校と中学校との連携を図ろう

いじめ・不登校・暴力行為等に対しては、校内の「報告・連絡・相談・確認」体制を確立し、「いじめ・不登校対策委員会」等の機能の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等を積極的・効果的に活用する。また、児童生徒の実態に即し、関係機関と連携した指導体制づくり、小・中学校が連携した生徒指導体制づくりを進め、指導・支援に当たることが必要である。特に、入学時に生活環境が変わることは大きな不安となるため、本人の特性や指導の経過・状況等も確実に引き継ぎ、長期的・継続的に支援していく。また、問題行動等の未然防止の観点から、家庭や地域との効果的な連携や協働が必要である。

3 今日的な課題への対応

(1) 児童虐待（身体的・心理的・性的虐待、ネグレクト）やヤングケアラーを早期に発見しよう

「児童虐待の防止等に関する法律」により、児童虐待を発見しやすい立場にある教員は、児童虐待の早期発見に努め、疑わしい事案を発見したときは、速やかに通告をしなければならない。

【虐待が疑われる場合は】

- ① 速やかにできる範囲の情報を収集する。
- ② 市町村の児童虐待担当課への相談、福祉事務所若しくは児童相談所に通告する。
- ③ 通告後も、継続的に関係機関等と緊密に連携して、被虐待児童生徒への援助ができるようにする。

(2) 情報モラル教育を進めよう

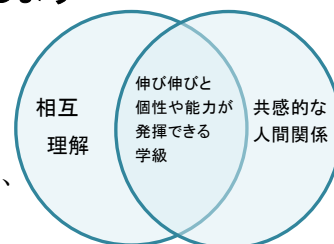
近年、「ネット上のいじめ」の問題や、有害サイトへのアクセス、SNS等のトラブル等で、犯罪に巻き込まれる事件が相次いでいる。そこで、学校では情報モラル教育の全体計画を策定し、学校全体で推進することが大切である。インターネットの利用やスマートフォン等の使用については、特に家庭でのルールづくりが必要であることから、「児童生徒自身が被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸したり、傍観したりしない」という視点で、保護者に対して啓発していくことが大切である。

【小 学 校】

1 心のつながりを大切にした学級・学校生活

(1) 共感的な人間関係で結び付いた、明るく、温かい学級づくりをしよう

学級づくりの基本は、何でも気がねなく話し合い、助け合って協力することのできる人間関係をつくり上げていくことである。相互理解と共感的な人間関係で結び付いた学級の中で、児童は安心して伸び伸びと自己の個性や能力を発揮することができる。児童相互、児童と教員が温かく関わり合うことができる明るい雰囲気づくりに心がけたい。



【心のつながりを大切にした学級】

【学級づくりのポイント】

- 教員が自らの人となりを開示しながら児童を見守り、一人一人が伸び伸びと生活を送ることができるような温かい雰囲気をつくる。
- 児童の長所を認め、一人一人の個性を生かす姿勢で、互いに支え合える雰囲気をつくる。
- 一人一人が楽しく生活するためのルールをつくり、教員は不正に対して、毅然とした態度で臨む。

(2) 児童と一緒に活動する機会を増やし、児童理解に努めよう

児童との人間的な関わりを深めることで、一人一人に存在感や自己実現の喜びを味わえる場と機会を与えることができる。また、「生徒指導は児童理解から始まる」と言われているように、児童一人一人の言葉に耳を傾け、その内容や表情等から、心の状態や気持ちの変化を敏感に読み取ることが大切である。児童と共に活動をしたり、日頃の生活の様子を観察したりすることからも、わずかな変化や違いに気付くことができる。いじめ・不登校等への対応は早期発見・早期対応が重要であり、その兆候は、児童の生活全般に何らかのサインとして現れるので、そのサインを見逃さないよう、全教職員が日頃から児童との関わりを大切にしなければならない。

さらに、各種の調査や検査、保護者や他の教員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、友達等から幅広く情報を得て、児童一人一人の特性や指導すべき点を多面的・総合的に捉える努力が必要である。

【児童理解のポイント】

- 児童との日常での関わりの中で、心の状態や気持ちの変化を捉える。
- 児童の生活の様子について、日頃から学年会等を通して教職員間で情報を共有する。
- こまめに児童の指導記録をとり、指導を振り返ったり、検証したりする。

(3) 楽しい授業、協働的な学びに心がけよう

児童は「楽しい授業」を望んでいる。そのために、教員は児童一人一人の個性や能力を大切に、そのよさや可能性を生かすような授業の工夫・改善が必要である。一人一人の児童の活躍の場や学び合いの場を保障する授業づくりを進め、集団の中で自己有用感に裏付けされた自己肯定感を児童自身に実感させ、「生きる力」を形成するような学習を進めていく。

【授業づくりのポイント】

- 体験的、問題解決的な学習に取り組めるように教材を開発したり、単元構成を工夫したりする。
- 仲間と協力して調べたり、教え合ったり、自由に表現したりするような、主体的で対話的な学習態度を養う場面を意図的に取り入れる。
- 自己有用感に裏付けされた自己肯定感を育むための場面を意図的に取り入れる。

2 基本的な生活習慣の育成と規範意識の醸成

(1) 自主性、自律性を育てよう

基本的な生活習慣を身に付けさせるためには、身近に起きた様々な問題を、自身の問題として捉えさせ、発達段階を踏まえながら、自ら考え、判断し、主体的に解決する力を育むことが大切である。また、規範意識に基づいた行動を定着させるために、児童が自ら規範を守り行動するという自律性を育むことが重要である。

(2) 系統的、発展的な指導を心がけよう

児童の自主的な活動意欲を高め、望ましい生活習慣を育てていくためには、発達段階を踏まえ、見通しをもって系統的に指導や助言をすることが大切である。そのためには、学校の教育目標と学校行事との関連を考慮した生活目標を作成し、実行していかなければならない。教員は、児童の自主的な活動を計画的に支援し、たとえ小さな成果であっても積極的に評価し、みんなで決めたことを守ることが学校生活に不可欠であることを指導したい。

また、児童の自律性を育てるためには、規則正しい生活や授業規律、他者との関わり等の学校生活を振り返り、自らの生活を見直す取組が必要である。教員が児童の心や行動の実態を十分に把握し、的確な指導や支援をすることで、児童自身が判断して行動する姿勢が身に付いていくのである。

3 校内の指導体制づくりと家庭・地域・関係機関との連携

(1) 教職員の共通理解のもと、一貫性のある粘り強い指導をしよう

校内の生徒指導体制が効果的に機能するためには、校長のリーダーシップのもと、全教職員で学校としての具体的な指導の方針や方法等の共通理解を図り、一貫性のある粘り強い指導をしなければならない。校内のいじめ・不登校対策委員会等で生徒指導の目標を確認し合い、年間活動計画に基づいた実践を積み重ねることが大切である。

また、共に支え合う教職員集団を目指し、日常的に何でも話し合える雰囲気づくりに心がけるとともに、学級の問題を包み隠さず、教職員間で情報共有し、行動連携していく姿勢が大切である。

(2) 家庭・地域・関係機関との連携を深めよう

望ましい生活習慣の確立や人格の形成は、家庭に負うところが大きいことから、日頃から家庭との双方向の「情報共有」を図りつつ指導に当たりたい。その際には、児童の健やかな成長を願う保護者の思いをしっかりと受け止め、協力していく姿勢をもつことや、「一緒に～しましょう」という「行動連携」の姿勢をもって対応をしていくことが大切である。

また、地域の人々にも学校の様子や生徒指導の実態を広く知ってもらい、連携・協働して「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが大切である。学校だけで解決することが難しい問題には、児童相談センター、民生・児童委員、主任児童委員等とも連携して、児童の指導・支援に当たりたい。

4 教員の力量を高める研修の充実

- ・ 学級・学年経営の方法（グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等の活用）や児童の心を開くカウンセリングの方法等を学ぶ。
- ・ 児童が他者と関わりながら主体的に取り組むための生徒指導の在り方を学ぶ。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部講師等を交えた事例検討を行い、様々な問題行動・不登校等への対応の仕方を学ぶとともに、児童理解を深める。

【中 学 校】

1 人間性豊かな生徒の育成

(1) よりよく生きる生活態度を育成しよう

複雑で予測困難といわれる社会において、生徒一人一人に、社会の変化に主体的に向き合い、関わり合い、新たな社会を創り出すことができる資質や能力を育成することが必要である。そのためには、生徒一人一人が集団の成員としての自覚を深め、自己の特性を生かし、個性を伸ばしていくように援助するとともに、よりよく生きようとする態度を養っていくことが重要である。

【社会の変化に主体的に向き合い、関わり合い、新たな社会を創り出すことができる資質・能力】

- 基本的な生活習慣の確立
- 適切な判断や意思決定に基づき、自ら責任をもって主体的に行動できる能力
- 多様な他者と協働して創造的に課題を解決する力
- 希望や目標をもって生きる態度

(2) 分かる授業、個を生かす授業を推進しよう

中学生になると、学習や進路に対する不安や悩みが多くなる。生徒が前向きな態度で学校生活を送るために、「授業が分かる」「学習が楽しい」といった充足感をもたせることが重要になる。そのためには、少人数指導や習熟度別指導等の学習形態の工夫、補充的・発展的な学習内容の工夫等、個に応じた指導を取り入れながら、生徒同士が関わり合い、認め合い、互いに学び合う場を設け、生徒が主体的に学べるよう授業展開や指導計画を工夫することが重要である。

2 心に迫る生徒指導の推進

(1) 生徒と一緒に活動する機会を増やし、生徒理解に努めよう

生徒を理解するには、一人一人を客観的かつ総合的に知ることが第一歩であり、日頃から一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢が重要である。

学級担任の日頃の人間的な関わりに基づくきめ細かな観察や面接等に加えて、学年の教員、教科担任、部活動の顧問、養護教諭等も含めて、広い視野から生徒理解を深めることに努めたい。

【生徒理解のポイント】

- 生徒との日常での関わりや生活日記（振り返り）等から、心の状態や気持ちの変化を捉える。
- 学習や生活の様子について、日頃から学年会等を通して教職員間で情報を共有する。
- こまめに生徒の指導記録をとり、指導を振り返ったり、検証したりする。

(2) 自己有用感に裏付けられた自己肯定感を育もう

生徒一人一人の「居場所づくり」においては、自己肯定感を育むことを大切にしたい。また、それらは「学級の役に立った」「仲間に喜んでもらえた」という自己有用感に裏付けられていることが重要である。生徒に自己有用感を味わわせることは、生徒の社会性の基礎となる部分を育成するという点で重要である。学習や行事、生徒会活動等の際には、生徒自身に目標や工夫する点、努力する点等を考えさせ、その基準に沿って集団の中でどこまで達成できたのかを評価することが「認める」ことであり、自己有用感を育むことになる。

(3) 認め合い、高め合う集団づくりを目指そう

温かい人間関係は、学校生活の全ての基盤となる。教員の願いや仲間の思いを伝える場を設定し、日頃から生徒と教員の心が通じ合うように心がけるとともに、生徒を主体とした活動を展開させる中で、相互評価をし、学級を見つめ直す場を設けるなど、生徒が互いに認め合い、励まし合い、高め合える集団をつくることが大切である。

3 校内の指導体制づくりと家庭・地域・関係機関との連携

(1) 全教職員がチームとして全校生徒を育てよう

生徒指導が効果的に機能するためには、「学校全体で」を意識して指導に当たる姿勢が必要である。学校の指導方針に基づき、校長のリーダーシップのもと、「チーム学校」の意識をもち、組織で対応する生徒指導体制の確立を図る。そのために、以下のことに留意して指導に当たる。

○ チームで見る	教職員がそれぞれの目線で捉えた生徒の情報を共有する。
○ チームで関わる	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーと連携し、生徒と関わったり、助言を得たりする。
○ チームでつなぐ	教職員がそれぞれの立場で、生徒同士や生徒と周りの大人をつなぐ。

(2) 家庭・地域・関係機関との協力体制を確立しよう

学校と家庭とのよりよい協働を進めることは、互いのよさや役割の理解を深め、生徒相互の良好な人間関係づくりを後押しし、問題行動等の未然防止につながる。生徒の言動や変容について、学校と家庭で「情報共有」することに加え、学校が「一緒に～しましょう」という「行動連携」の姿勢をもつことで生徒への支援効果が高まる。「情報共有」や「行動連携」においては、保護者が伝えてよかったと思えるよう、保護者との信頼関係を深めることが大切である。

また、生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図るため、地域との連携・協力を密にし、地域社会の教育力を有効に活用することが重要である。そのために、日頃から「開かれた学校」「信頼される学校」づくりを心がけ、地域の人々に学校行事や授業への参加を呼びかけたり、学校の様子や生徒指導の実態を地域に発信したりするとともに、地域の行事に生徒が進んで協力できるよう、積極的に地域の人々との結び付きを深めておく。

さらに、複雑化、多様化する問題に対しては、関係機関等と連携し、積極的に情報交換し、各自の役割を明確にして問題に対応するなど、日頃から生徒指導の充実に取り組むことが必要である。

4 教育相談の充実

- ・ 生徒の心を引き出すカウンセリングの方法やグループエンカウンター、ピアサポートプログラム、ソーシャルスキルトレーニング等を学び、教育相談に生かす。
- ・ 「心の専門家」としてスクールカウンセラーや、「社会福祉の専門家」としてスクールソーシャルワーカーを活用し、効果的な教育相談体制を確立する。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに生徒と一緒に給食を食べてもらったり、授業、学校・学年行事に関わってもらったりすることで、関係づくりを進める。

【参考資料】

<生徒指導リーフ（愛知県生徒指導推進協議会・愛知県教育委員会）>

- | | |
|---|-----------|
| ・ No.1 「大切にしたい教師の言葉」 | (平成25年3月) |
| ・ No.2 「“学校全体で”を意識した生徒指導を展開しよう」 | (平成26年3月) |
| ・ No.3 「小さなサインが見えますか」 第1章～第5章(改編) | (平成27年7月) |
| ・ No.4 「実効性のある校内生徒指導体制の確立に向けて」 | (平成26年3月) |
| ・ No.5 「学校と関係機関等との連携の在り方」 | (平成27年3月) |
| ・ No.6-1 「問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方」理論編 | (平成28年3月) |
| ・ No.6-2 「問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方」小学校実践編 | (平成29年3月) |
| ・ No.6-3 「問題行動等の未然防止に向けた学校と家庭との協働の在り方」中学校実践編 | (平成29年3月) |
| ・ No.7-1 「児童生徒理解を基盤とし、学習指導と生徒指導を一体化した授業づくり」理論編 | (平成30年3月) |
| ・ No.7-2 「児童生徒理解を基盤とし、学習指導と生徒指導を一体化した授業づくり」小学校実践編 | (平成31年3月) |
| ・ No.7-3 「児童生徒理解を基盤とし、学習指導と生徒指導を一体化した授業づくり」中学校実践編 | (平成31年3月) |
| ・ No.8-1 「学級経営の充実と個が生きる集団づくりの在り方」理論編 | (令和2年3月) |
| ・ No.8-2 「学級経営の充実と個が生きる集団づくりの在り方」実践編 | (令和3年3月) |

<その他>

- | | | |
|--|-------------|-----------|
| ・ いじめの防止等のための基本的な方針(最終改定) | (文部科学省) | (平成29年3月) |
| ・ 生徒指導リーフLeaf.22「不登校の数を『継続数』と『新規数』とで考える」 | (国立教育政策研究所) | (平成30年7月) |

2 キャリア教育

キャリア教育は、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質・能力を育てることを通して、児童生徒のキャリア発達を促すことを目標とする。そのために、各学校では、特別活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳教育や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて基礎的・汎用的な能力の育成を図っていく取組が必要である。また、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりする機会を繰り返し設けるなど、主体的・対話的で深い学びの実現が求められる。

具体的には、文部科学省の「キャリア教育の手引き」や愛知県教育委員会の「キャリア教育推進の手引」（義務教育課Webページ掲載）を参考にし、「キャリア教育ノート（夢を見つけ夢をかなえる航海ノート）」（義務教育課Webページ掲載）等の積極的な活用を図り、児童生徒が活動を記録し蓄積するキャリア・パスポートを作成・活用しながら継続的に指導を行い、キャリア教育の充実を図りたい。

1 キャリア教育が必要となった背景と課題

【学校から社会への移行をめぐる課題】	【児童生徒の生活・意識の変容】
(1) 社会環境の変化 - 新規学卒者に対する求人状況の変化 - 求職希望者と求人希望との不適合の拡大 - 雇用システムの変化 (2) 若者自身の資質等をめぐる課題 - 勤労観、職業観の未熟さと確立の遅れ - 社会人、職業人としての基礎的資質・能力の発達の遅れ - 社会の一員としての経験不足と社会人としての意識の未発達傾向	(1) 児童生徒の成長・発達上の課題 - 身体的な早熟傾向に比して、精神的・社会的自立が遅れる傾向 - 生活体験・社会体験等の十分な機会の喪失 (2) 高学歴社会における進路の未決定傾向 - 職業について考えることや、職業の選択、決定を先送りにする傾向の高まり - 自立的な進路選択や将来計画が希薄なまま進学、就職する者の増加
【学校教育におけるキャリア教育の課題】	
- 職場体験活動を実施することで、キャリア教育を行ったものとしがちである。 - 各学年での取組が蓄積された教材が次の学年に引き継がれず、系統的な指導が十分に行われていないことがある。また、小学校から大学まで、校種を越えた学校間の連携が課題となっている。 - 社会への接続を考慮せず、次の学校段階への進学のみを見据えた指導となる傾向がある。 - 将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視される傾向がある。 - 教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであり、小学校段階から特別活動の中にキャリア教育の視点を入れていく必要がある。	

【社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力の育成】

必要とされる諸能力	具体的な要素
人間関係形成・社会形成能力	他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ 等
自己理解・自己管理能力	自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的な行動 等
課題対応能力	情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善 等
キャリアプランニング能力	学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善 等

（「中学校キャリア教育の手引き」平成23年3月 文部科学省）

2 キャリア教育の推進

(1) キャリア教育の目標達成のため、校内組織を整備しよう

学校の教育目標から「キャリア教育で育てたい資質・能力」を見いだし、全教職員が共通理解のもと、協力して全体計画を作成し、円滑に実践していく校内の推進体制を整えたい。

(2) 教職員の共通理解のもとで、キャリア教育の全体計画・年間指導計画を立てよう

全体計画とは、学校教育全体を通じて基礎的・汎用的な能力を育成するために、各学校の教育目標や育成したい能力・態度、教育内容・方法、各教科等との関連を示すものである。

また、年間指導計画の作成に当たっては、各学校が実践している全ての教育活動を、キャリア教育の視点で見直していくことが重要である。

【DVD「なるほど!! キャリア教育」を活用したキャリア教育全体計画立案の事例】

	人間関係形成 社会形成能力	自己理解 自己管理能力	課題対応能力	キャリア プランニング能力
6年生	総合 稲刈りをしよう	道徳 一さいから百さいの夢		特別活動 中学生になったら
5年生	総合 田植えをしよう		総合 バリアフリーな町になる ために必要なことは	
4年生	総合 田植え	道徳 生きているしるし		総合 1/2成人式
3年生	総合 伝承の会	道徳 大切なものは なんですか		
2年生	特別活動 係活動を 考えよう		生活科 町探検に 出かけよう	
1年生	特別活動 小学生になって	道徳 みんなじょうず		

- ① キャリア教育の視点で、教育活動を見直す
DVDを視聴後、全教員で付箋紙に教科・領域名等と学習内容を書き、四つの能力との関係を考察する。
- ② それぞれの教育活動のつながりを考える
上記の付箋紙を、全教員で検討しながら左表に貼っていき、特別活動を要とした学校のキャリア教育の流れを示す一覧表を作る。
- ③ 学年・時期・内容の過不足を調節する
「能力」のつながりや発展等、全体像を点検し、活動を整理したり、新たな活動を取り入れたりする。

(3) 家庭、地域、関係機関との連携を深めよう

児童生徒のキャリア発達を促すためには、家庭・地域・関係機関が連携することが必要である。学校と家庭、地域社会、関係機関等がそれぞれの役割を自覚し、一体となって取り組みたい。そうした中で、専門的な知識や情報をもっている社会人や職業人等の外部講師から、児童生徒が直接学ぶことのできる機会を積極的にもつようにしたい。

(4) 評価（見取りと点検）を適切に行い、指導計画・学習指導の改善につなげよう

ア 児童生徒の学習状況の把握

何よりも教員の温かい児童生徒理解を基本とすることを確認しておきたい。児童生徒一人一人の興味・関心は個別なものであり、課題や活動に要する時間が異なり、そのための教材も固有なものになることが多い。これらの児童生徒の姿は、その児童生徒が有している、その児童生徒なりのよさや可能性を表しているものである。

イ 学習指導の改善

教員自らが日常の授業の反省的な態度により、日々の授業を振り返り、授業を捉え直すことを基本とし、実際に行っている教育活動がキャリア教育において児童生徒に育成したい能力や態度等が適切に位置付けられていることをチェックする視点をもつことが重要である。

【学習指導の改善の視点（例）】

- ・ 指導内容が発達段階に合っているか
- ・ 指導方法が児童生徒の実態から見て適切か
- ・ 学習の形態が効果的に組み合わせられているか
- ・ 問題解決や体験的な活動が充実しているか
- ・ 外部人材や地域・文化の活用が学習指導に効果的か 等

(5) 児童生徒の活動記録を蓄積するキャリア・パスポートで学びをつなごう

キャリア発達を促すには、外部からの組織的・体系的なきっかけが不可欠であると言われていいる。これまでにどのようなキャリア教育が行われ、現在の教育によって身に付けた力をどのように発展させるのかというつながりをつくるために、小学校入学時に児童が活動を記録した

教材（A4サイズ5枚以内）を蓄積するキャリア・パスポートを作成する。そして、そのファイルを学年、校種を越えて引き継ぎ、学びの振り返りや見通しに生かすことができるようにする。

3 小学校におけるキャリア教育

小学校におけるキャリア教育は、義務教育の9年間を見通した上で、全教育活動の中で意図的・継続的に推進していくものである。特に、小学校での6年間は成長が著しく、社会的自立・職業的自立に向けて、その基盤を形成する重要な時期である。家庭・地域・学校の活動の中で自分の役割を果たそうとする意欲や態度を育てることが重要である。また、日常的な様々な「役割」遂行の経験を積み重ねながら、計画的・系統的に「自己の生き方」について考えることができるようにしたい。

(1) キャリア教育の充実のための準備をしよう

学習指導要領では、「特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」と示され、特別活動を中心にキャリア教育を推進するように求められている。その特別活動では、「自己の生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う」という目標が新たに示されている。

また、「特別の教科 道徳」では、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」「自己の生き方について考えを深める」というように、キャリア教育との関連が明記されている。総合的な学習の時間の目標には、「自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成すること」と示され、自然体験やボランティア活動等を積極的に取り入れ、探究的な学習を重視するよう示されている。これらのことを踏まえ、6年間のキャリア教育の全体計画を立てておく。

(2) キャリア教育を推進するために、次の点に留意しよう

以前から多くの学校現場では、「キャリア教育に当たる教育活動」が行われている。キャリア教育の推進に当たっては、新たな教育内容を考えるのではなく、現在行っている教育活動をキャリア教育の視点から見直し、指導に系統性をもたせて展開する。

キャリア教育で育てたい能力の育成は、「生きる力」を高めることにつながるもので、幼児期から社会人になるまでの長いスパンで見て、その発達段階に応じて小学校で育てたい力を精選することが求められる。また、前後の接続を円滑にするため、幼稚園・保育所・認定こども園等や中学校等との連携・協力が欠かせない。以下は、キャリア教育を推進する上で留意したい点である。

- ・ キャリア教育の視点を踏まえ、各学年の実態から育てたい児童像を明確にする。
- ・ 学校の課題や地域の思いや願いを把握し、教育目標等にキャリア教育を位置付ける。
- ・ 校内研修を充実させることで、キャリア教育についての共通理解及び指導力の向上を図る。
- ・ 各学年の発達段階を踏まえ、キャリア教育の視点で教育課程を見直し、改善する。
- ・ 特別活動、各教科、総合的な学習の時間等との関連を図り、指導計画を作成する。
- ・ 家庭、地域に対して、キャリア教育について啓発するとともに連携を図る。
- ・ キャリア・パスポートを作成し、そのファイルを学年、校種を越えて引き継ぎながら、学びの振り返りや見通しに生かすことができるようにする。
- ・ 学習状況、教育活動、指導計画等の観点から、キャリア教育の評価を行い、その改善を図る。

【小学校のキャリア教育の目標例】

- 自己及び他者への積極的関心の形成・発展
- 身の回りの仕事や環境への関心・意欲の向上
- 夢や希望、憧れる自己イメージの獲得
- 勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の育成

【低学年】

自分の好きなこと、得意なこと、できることを増やし、様々な活動への興味・関心を高めながら意欲と自信をもって活動できるようにする。

【中学年】

友達のよさを認め、協力して活動する中で、自分の持ち味や役割が自覚できるようにする。

【高学年】

苦手なことや初めて挑戦することに失敗を恐れず取り組み、そのことが集団の中で役立つ喜びや自分への自信につながるようにする。

(3) キャリア教育を実践しよう

- ア 「キャリア教育」を知ろう……「校内キャリア教育推進委員会」を設置し、その中心に「キャリア教育担当」を位置付け、教員の研修を推進する。
- イ 学校教育全体を「キャリアの視点」で見直そう……自校の特色を踏まえ、全校体制で行う。
- ウ キャリア教育の「全体計画」を作ろう……学年代表の参画する校内推進委員会で進める。

【全体計画に盛り込むべき項目（例）】

- 必須の要件として詳細に記すもの
 - ・ 各学校において定めるキャリア教育の目標
 - ・ 育成すべき能力・態度
 - ・ 教育内容・方法
 - ・ 各教科等との関連
 - 基本的な内容や方針等を概括的に示すもの
 - ・ 学習活動
 - ・ 指導体制
 - ・ 学習の評価
 - その他、各学校が全体計画を示す上で必要と考えるもの
 - ・ 学校の教育目標
 - ・ 当該年度の重点目標
 - ・ 地域の実態
 - ・ 学校の実態
 - ・ 児童の実態
 - ・ 保護者の願い
 - ・ 地域の願い
 - ・ 教職員の願い
 - ・ 地域との連携
 - ・ 中学校との連携
 - ・ 近隣の小学校との連携
- （「小学校キャリア教育の手引き（改訂版）」平成 23 年 5 月 文部科学省）

エ キャリア教育の「年間指導計画」を作ろう……校内推進委員会と学年が連携して進める。

各教科については、現在の年間指導計画を利用し、その中でキャリア能力の育成に関わる単元を絞っていく。P. 92 ページ 2 (2) に示す全体計画立案の方法を参考にするとともに、県教育委員会の作成した DVD 「なるほど!! キャリア教育」や「キャリア教育ノート」を活用する。

また、地域探検や農業体験等の体験活動を学年に応じて積極的に組み込み、特に高学年においては、愛知の誇る「モノづくりの達人」を地域から発掘し、地域の宝を生かしながら学習を進めるようにする。



【なるほど!! キャリア教育】

(4) その他の留意点

児童が活動を記録し蓄積する「キャリア教育ノート」、「キャリア・パスポート」を中学校でも活用し、小・中学校の 9 年間でキャリア教育を進めていく。そのために、中学校区単位や市町村全体で、キャリア教育担当が教材の内容や、引き継ぐ方法について検討・決定をする。学習の多くにおいて家庭の協力も必要となることから、日頃から学習計画や活動の様子を保護者に知らせ、連携していく。また、地域や関係機関等とも連携できるよう、学校便りや Web ページ等で、学校のキャリア教育計画について地域に知らせる活動も大切である。

【キャリア・パスポートの活用】

「キャリア教育ノート（夢を見つけ夢をかなえる航海ノート）」やキャリア・パスポートを学年間や校種間でつなげて活用することで、児童に過去の自分を振り返らせたり、教員がこれまでの児童の学びの過程を知ったりすることができる。

<児童にとってのよさ>

過去に自分が書いたことを読み返して、振り返ることで新たな学習活動への意欲につながったり、将来の生き方を考えたりできる。

<教員にとってのよさ>

キャリア・パスポートをつなげて活用することで、体系的・系統的なキャリア教育にもつながり、どのような学習過程をたどってきたか、そこでどのような成長をしてきたかが把握できる。

4 中学校におけるキャリア教育

中学校では、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等についてしっかりと考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度の育成等について、体験を通じて理解を深めさせ、進路の選択・決定へと導くことが重要である。このため、各学校においては、キャリア教育の視点で、各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動や日常生活におけるそれぞれの活動を体系的に位置付けることにより、能力や態度の効果的な育成を図ることが必要である。

(1) キャリア教育の充実のための準備をしよう

学習指導要領では、「生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じてキャリア教育の充実を図ること」と述べられている。

特別活動の学級活動では、「一人一人のキャリア形成と自己実現」に向け、「社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成」「社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成」「主体的な進路の選択と将来設計」、学校行事では、「勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動等の勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにすること」が示されている。

また、総合的な学習の時間の目標として、「自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する」ことが示されている。

学校では、右上の表のような目標を立て、教育活動全体を通じ、計画的、組織的にキャリア教育を進めていくことが大切である。また、目標設定や年間指導計画を立てる際には、小学校から高等学校までのつながりを考慮するようにする。

ア 校内推進体制を整備しよう

キャリア教育を組織的に推進するために、「校内キャリア教育推進委員会」を設置したい。各学校の実態に応じて、キャリア教育の全体計画及び年間指導計画の実施、評価、連絡・調整、実践上の課題解決や改善等を図るなど、推進体制を整備する。

イ キャリアガイダンスの機能を充実させよう

生徒の進路選択や決定、主体的な活動に関して適切な指導・援助をすることは、現在及び将来の生き方を考え、行動する態度や能力を育てる上で重要である。相談活動を通じて進路への関心を高めるとともに、自己や現実の理解を深め、人生設計や進路選択を行う能力を伸ばして、将来の生活への適応と自己実現が確実にできるようにする。

(2) 体験活動を充実させよう

生徒が将来の社会生活・職業生活を理解し、自分の生き方や進路を考えることができるよう職場体験や勤労・奉仕体験、上級学校への体験入学等、啓発的な体験活動を重視する。

【中学校のキャリア教育の目標例】

- 肯定的自己理解と自己有用感の獲得
- 興味・関心に基づく勤労観・職業観の形成
- 進路計画の立案と暫定的選択
- 生き方や進路に関する現実的探索

【1年生】

- 自分のよさや個性が分かる。
- 自己と他者の違いに気づき、尊重しようとする。
- 集団の一員としての役割を理解し、果たそうとする。
- 将来に対する大まかな夢や憧れを抱く。

【2年生】

- 自分の言動が、他者に及ぼす影響について理解する。
- 社会の一員としての自覚が芽生えるとともに、社会や大人を客観的に捉える。
- 将来への夢を達成する上で現実の問題に直面し、模索する。

【3年生】

- 自己と他者の個性を尊重し、人間関係を円滑に進める。
- 社会の一員としての義務と責任を理解する。
- 将来設計を達成するための困難を理解し、それを克服しようとする。

その際、事前・事後の指導を工夫したり、他の教育活動と関連付けたりすることが重要になってくる。例えば、職場体験学習では、将来の夢や職業、働くこと等、自分の生き方について考えることができるよう、3年間を見通して、「キャリアスクールプロジェクト『つなぐ』(中学校)」をもとにして系統的に事前・事後学習を実施していくことが重要である。県教育委員会が作成した「キャリア教育推進の手引」やDVD「キャリア教育生き方メッセージ集」を活用し、体験活動の充実に努めたい。



【キャリア教育生き方メッセージ集】

(3) 生徒の心に灯をともし第三の大人との出会いの場を可能な限り設定しよう

生徒が成長過程で出会う第三の大人、それは、保護者や教員以外の実社会で働く社会人である。生徒が、社会人の多様なロールモデルに触れ、社会観や職業観を広げていくこともキャリア教育の目的である。生き生きと働く社会人との出会い、生徒自身の職業観を見つめ直す機会となるとともに、自己肯定感を高め、将来を前向きに考える動機付けになるだろう。ICTが整備され、オンラインによって様々な地域や職種の社会人と出会うことが可能になった。様々な工夫を講じて、可能な限り、第三の大人との出会いの場を設定したい。

ガイダンス事業（例）1年生

講師の講話、上級生の説明等を聞くことにより、様々な職業に対する知識や、職場体験学習に対する理解と意欲を深める。

職場体験学習（例）2年生

（事前指導）

講師の講話等により、ねらいや課題を十分に理解する。

（事後指導）

体験を振り返り、学んだことや将来の生き方について考えたことをまとめる。

プレゼンテーション事業（例）3年生

講師の講話を聞いたり、将来の生き方について考えを発表したりすることにより、働くことや学ぶことに対する意欲を高める。

(4) キャリアカウンセリングの機能を充実させよう

全ての生徒が学校生活によりよく適応し、主体的に活動して自己決定ができるよう、学習や学校生活、進路に関する不安を取り除き、新たな目標をもたせることが重要である。キャリアカウンセリングの計画作成に当たっては、中学校においてキャリア教育の中核となる教員と学級担任とが十分に連携し、職業適性検査等の諸検査や、職場体験等との関連を図るようにしたい。

(5) 学習を見通し、振り返る教材を継続して活用しよう

学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動は大変重要である。そこで、学年・学校種を越え、継続的に「キャリア教育ノート」を活用するようにしたい。小学校から引き継いだキャリア・パスポートを活用し、自分の成長や変容を実感したり、進路選択に役立てたりできるような話し合い、意思決定をする活動は、自己のキャリアを形成する上で有意義なものとなるであろう。

【生き方を考えさせる紙面】

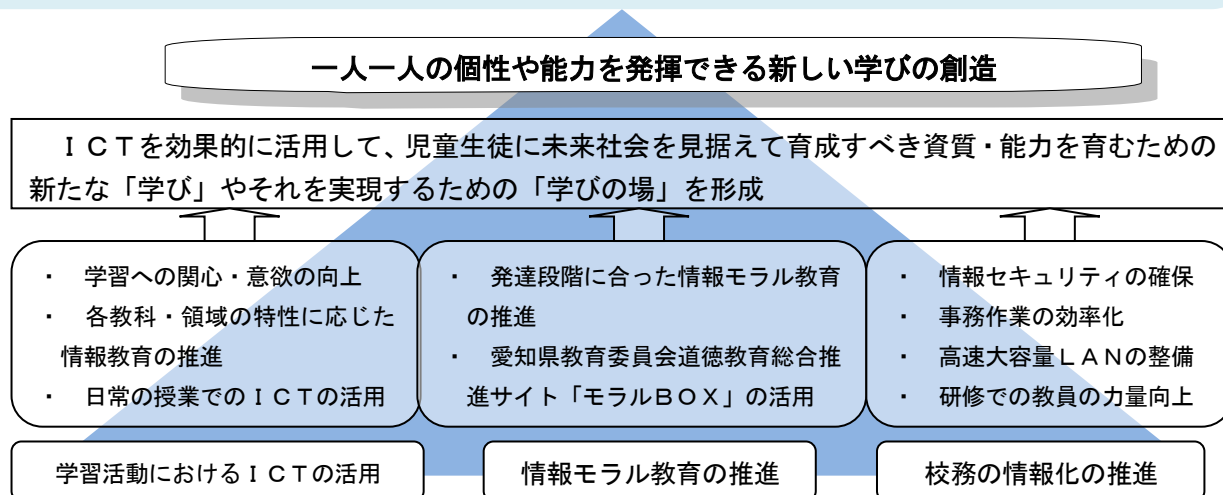
（キャリア教育ノート 中学校用）

(6) 保護者・地域社会と共に進めよう

キャリア教育を効果的に進めていくために、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。また、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、企業・NPO・青少年団体・PTA等を含む幅広い地域住民等とキャリア教育の目標やビジョンを共有し、連携・協働して生徒を育てていくことが求められる。

3 情報教育・情報モラル教育

経済・社会、生活・文化のあらゆる場面で、情報やその手段を適切に活用できる能力が必要とされている。こうした社会の状況の中で、情報社会の進展に主体的に対応できる能力や安全に情報を活用する能力は、児童生徒に必要である。さらに、その育成を目標とする情報教育の推進は、一人一人の個性や能力を発揮できる新しい学びの創造につながる。また、情報モラル教育は、情報社会で適正な活動を行うためのもととなる考え方や態度を育てるために不可欠なものである。



情報教育

1 目標

情報教育とは、子供たちの情報活用能力の育成を図るものであり、情報活用能力は、言語能力、問題発見・解決能力と並ぶ「学習の基盤となる資質・能力」の一つと位置付けられ、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、各学校のカリキュラム・マネジメントの実現を通じて育成する。

また、次の3観点から構成される情報活用能力をバランスよく育成することを目標とする。

① 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況等を踏まえて発信・伝達できる能力

② 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善したりするための基礎的な理論や方法の理解

③ 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報通信技術が果たしている役割や影響を理解し、情報モラルの必要性や情報を扱う責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

加えて、各教科等において育むことを目指す資質・能力と同様に、以下の三つの柱によって捉えていくことが提言され、整理された。

① 知識及び技能

情報と情報技術を適切に活用するために必要な技術を身に付けていること。

② 思考力、判断力、表現力等

複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

③ 学びに向かう力、人間性等

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

2 推進（学習活動におけるICTの活用）

(1) 各学校の特色を生かした情報教育を推進しよう

情報教育の趣旨を踏まえ、各学校の特色を生かしながら、情報教育の目標と全体計画を立て、情報教育を進める必要がある。そのためには、各学校において、GIGAスクール構想によって整備された1人1台端末や高速大容量情報通信ネットワーク等を有効に活用した学習活動の充実を図る。

ア 小学校における情報教育

児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習を基盤として、必要となる情報手段の基本的な操作を習得できるようにする。児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために、必要な論理的思考力を身に付けることができるようにする。

情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動

- ① 文章の編集や図表の作成をする。
- ② 様々な方法による情報の収集、調査、比較をする。
- ③ 情報手段を使って交流する。
- ④ 調べたものをまとめたり、発表したりする。

基本的な操作

- ① キーボード等により文字を入力する。
- ② 電子ファイルを保存・整理する。
- ③ インターネットの閲覧や電子メールを送受信する。

情報モラルを身に付けるための学習活動

- ① 情報発信による他人や社会への影響について考える。
- ② ネットワーク上のルールやマナーについて考える。
- ③ 情報に関する自他の権利について考える。
- ④ 情報の信ぴょう性と危険性について考える。
- ⑤ 健康を害するような行動について考える。

イ 中学校における情報教育

生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータ、1人1台端末、情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ主体的・積極的に活用できるようにする。小学校段階での学習活動を踏まえ、技術・家庭科と各教科等を相互に連携できるようにする。

情報手段を適切かつ主体的・積極的に活用できるようにするための学習活動

- ① 課題を解決するため自ら効果的な情報手段を選んで必要な情報を収集する。
- ② 様々な情報源から収集した情報を比較し、必要とする情報や信頼できる情報を選ぶ。
- ③ 情報手段を用いて処理の仕方を工夫する。
- ④ 自分の考え等が受け手に伝わりやすいように表現を工夫して発表したり、情報を発信したりする。

情報モラルを身に付けるための学習活動

- ① ネットワークを利用する上での責任について考える。
- ② 基本的なルールや法律を理解し、違法な行為のもとらず問題について考える。
- ③ 知的財産権等の権利を尊重することの大切さについて考える。
- ④ トラブルに遭遇したときの解決方法について考える。
- ⑤ 基本的な情報セキュリティ対策について考える。
- ⑥ 健康を害するような行動について考える。

ウ プログラミング教育のねらい

プログラミング教育のねらいは、①「プログラミング的思考」を育むこと、②プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていることに気づき、コンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと、③各教科等での学びをより確実なものとする、こと、である。

(2) ICTを活用し、教育効果を上げよう

授業において、1人1台端末、大型提示装置やデジタル教科書等の教育用コンテンツ等を有効かつ適切に活用することは、学習への関心・意欲を高めるとともに、一人一人の特性や個性に合わせた教育活動を進めていく上で重要である。

【学習活動におけるICTの活用】

楽しく分かる授業づくりを目指して

ICT機器や教育用コンテンツを有効かつ適切に活用することによって、児童生徒の関心・意欲を高めたり、課題の把握や解決を容易にしたりすることができる。

教育用コンテンツ（ソフトウェア・視聴覚教材）の活用

- ・ 各市町村教育委員会や愛知県総合教育センターの教育用コンテンツを積極的に活用する。
- ・ 自作ソフトウェアや視聴覚教材を公開し、学校内や学校間で共有できるような体制を整えていく。

インターネット上にある教育用コンテンツの活用

- ・ 公益財団法人学習情報研究センター提供のデータベース等に蓄積されている教育用コンテンツに関する情報を活用する。
- ・ 教員が相互に情報交換をしながら、全ての授業で教育用コンテンツを活用できるようにし、「ICTの日常化」を図る。

教育用コンテンツの充実

- ・ 児童生徒の学習を積極的に支援する手だてとして、学校や地域が所有している学習資源をデジタル化し、ネットワークに対応できるようにすることで、教育用コンテンツの充実を図る。

3 校務の情報化の推進

(1) 情報セキュリティの確保に努めよう

インターネットの利用は、ウイルスや不正アクセス等によって個人情報を含む大切なデータが漏えいしたり、損失したりする危険性を常に伴っている。

こうした状況を十分に理解し、児童生徒が安心して情報機器を活用できるよう、再起動により元の正常な環境に復元するソフトウェアの導入や情報機器へのフィルタリング機能の措置等、情報セキュリティの確保等に十分配慮することが必要である。

ア 情報機器の利用や情報の取扱いに関わるセキュリティ対策として、情報セキュリティポリシーやガイドライン等を作成する際、以下の点に留意し、適切に運用する。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ・ 利用目的の明確化 | ・ 児童生徒等に関する個人情報の取扱い |
| ・ 不正アクセス及びウイルス対策 | ・ 有害情報のアクセスに関する対処 |
| ・ 肖像権及び著作権の保護 | ・ 情報の受信、発信、蓄積におけるルール |

イ ネットワークに関するトラブル発生時の速やかな連絡体制を明示した対応マニュアルを作成する。対応マニュアルは、想定される全ての場合に備えて作成する必要がある。

ウ 校務で扱うデータは、公的なデータであるという意識をもち、「教育情報セキュリティのための緊急提言（文部科学省）」や「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文部科学省）」を遵守して、「情報資産」を漏えい・改ざん・破壊・消失から守る。

(2) 教員の力量を高める研修等の充実を図ろう

ア 教員間で教材研究や情報交換、模擬授業等を積極的に行い、互いの授業力向上に努める。

イ 「教員のICT活用指導力のチェックリスト（文部科学省）」や「授業がもっとよくなる電子黒板活用（文部科学省）」を活用し、各学校の教員の実態に応じた研修計画を立て、校内研修の充実を図るとともに、教員のICT活用指導力を高める。

ウ 児童生徒の学習活動がより効果的なものになるように、普通教室でのネットワークやグループウェアの活用を努める。また、授業の具体的な場面での活用法について研修を深める。

【参考】 「教育の情報化に関する手引」（令和元年12月改訂 令和2年6月追補版 文部科学省）、「学校における情報セキュリティ及びICT環境整備に関する研修教材」（平成29年3月 文部科学省）は、ネットワークシステムの構築から各教科における情報教育まで教育の情報化全般にわたる内容が網羅されており、各学校における教育の情報化を図るための指針として利用したい。

情報モラル教育

1 目標

情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うためのものとなる考え方と態度」のことである。学校の教育活動に情報モラル教育を位置付け、家庭との連携を深めながら、児童生徒が確実に情報モラルを身に付けられるように以下のことを意識して指導することを目標とする。

- | |
|---|
| ① 他者への影響を考え、人権、知的財産権等、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと |
| ② 犯罪被害を含む危険の回避等、情報を正しく安全に利用できること、コンピュータ等の情報機器の使用による健康との関わりを理解すること |

（「小学校（中学校）学習指導要領解説 総則編」 平成29年7月 文部科学省）

2 推進

(1) 教育活動全体を通して推進しよう

ア 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間で取り扱うだけでなく、学校の教育活動全体で推進したい。特に、道徳科で育まれる道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度は、情報モラル教育の基本となる態度の育成に欠かせない。道徳科の内容項目に基づいて、情報モラルの育成を図ることが効果的である。

イ 情報モラルに関わる最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮する。

- ウ 情報の収集、判断、処理、発信等、情報を活用する各場面での情報モラルについて学習するとともに、様々な場面での確かな判断ができる力を養う。
- エ 校内研修や授業研究等を通じて、全教員の情報モラルの授業実践力を高める。
- オ インターネットやスマートフォン等の利用に関して、家庭と連携を図り、指導を適切に行う。

(2) 情報モラル教育で扱う主な学習内容を理解しよう

心を磨く学習活動 情報社会における正しい判断力や望ましい態度といった、主に心の教育に関すること	知恵を磨く学習活動 情報社会で安全に生活するための知識・技術やメディアが及ぼす健康への影響等、主に情報安全教育に関すること
情報社会の倫理 ○ 情報に関する自他の権利を尊重して責任ある行動について考える学習活動 - 著作権等の知的財産権 - 個人の権利（人格権、肖像権等）等	安全への知恵 ○ 情報社会の危機から身を守り、危険を予測し、被害の予防について考える学習活動 - 不適切な情報 ・ 有害情報 ・ 匿名性の利点と危険性 - 出会い系、詐欺等の問題点や危険性 等
公共的なネットワーク社会の構築 ○ 情報社会の一員として公共的な意識をもち、適切な判断や行動について考える学習活動 ネット上の迷惑行為 ・ チェーンメール ・ ひぼうや中傷、デマ等の書き込み 等	
法の理解と遵守 ○ 情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解し、それらを守ることにについて考える学習活動 - メールや掲示板、SNSの正しい利用 - 不正アクセス等の違法行為 - 情報の保護や取扱いに関するルール 等	情報セキュリティ ○ 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための対策・対応について考える学習活動 - IDやパスワードの管理 ・ 不正アクセス - 情報の破壊や流出 ・ 利用時間や課金 - 情報メディアとの関わり方 等

（「情報モラル教育 実践ガイダンス」 平成 23 年 3 月 国立教育政策研究所）

(3) 「モラルBOX」を活用しよう

愛知県教育委員会道德教育総合推進サイト「モラルBOX」（平成 24 年 2 月設置）を活用し、情報モラル教育の推進に役立てる。

【情報モラル教育支援サイト】

文部科学省資料

- ・ 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材＜児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き＞」（令和 3 年 3 月）
- ・ 「情報モラル指導者研修ハンドブック」（平成 22 年 1 月）
- ・ 「情報モラル実践事例集」（平成 27 年 6 月）
- ・ 「情報モラル教育の充実 児童生徒向け啓発資料」（令和 2 年 9 月）

【その他の参考となるWebページや資料】※資料は、WebページからPDFでダウンロードすることができる。

- ・ 文部科学省「GIGAスクール構想の実現について」
- ・ 文部科学省「StuDX Style」1人1台端末の効果的な活用に関する参考資料等
- ・ 文部科学省 次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」成果報告書
- ・ 総務省「インターネットトラブル事例集」
- ・ 一般財団法人マルチメディア振興センター「e-ネットキャラバン」
- ・ 文化庁「著作権に関する教材・資料等」
- ・ 愛知県総合教育センター「すべての教員のための情報モラル教育応援サイト」
- ・ 一般社団法人日本教育情報化振興会「ネット社会の歩き方」「ICT教育環境整備ハンドブック 2021」 等

4 小学校プログラミング教育

これからの社会を生きていく子供たちは、あらゆる活動においてコンピュータ等を活用することが求められると予想される。コンピュータを理解し、上手に活用していく力を身に付けることは、将来どのような職業に就くとしても極めて重要なことである。学習指導要領においても、情報活用能力の育成や、ICTを適切に活用した学習活動の充実を進める上で、プログラミング教育は、適切に位置付けられる必要があるとされている。また今後、国際社会において「IT力」をめぐる競争の激化が予測される中、子供の頃からコンピュータ等の仕組みを理解し「IT力」育成が図られるよう、小学校におけるプログラミング教育は必修化された。

1 小学校プログラミング教育のねらい

- ◆ 「プログラミング的思考」を育むこと
- ◆ プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていること等に気付くことができるようにするとともに、コンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと
- ◆ 各教科等で学んだことを、より確かなものとする

※ 「プログラミング的思考」……自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要なのか、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのか、ということを論理的に考えていく力のこと。

2 本県における小学校プログラミング教育の取組指針

全ての小学校・義務教育学校において

〈令和4年度〉

- ・ プログラミング教育推進教員主導のもと、全担任がプログラミング教育の授業を行う。
- ・ プログラミング教育の年間計画を見直し、更新する。

〈令和5年度以降〉

- ・ 年間計画に基づいて、各学年において全担任がプログラミング教育の授業を行う。
- ・ 常に年間計画を見直し、更新する。

※各学校のカリキュラムや教科の単元計画の中のどの段階に位置付けて行うかを意識して行いたい。

【小学校プログラミング教育実践の学年モデル】

学年	参考学習場面等	使用ソフト等
1年	「リズム作りの場面で」（音楽）☆	（アンブラグド）
2年	「漢字の部分を学ぶ場面で」（国語）☆	ビスケット
3年	「地図記号を学ぶ場面で」（社会）☆	ビスケット
4年	「角のかき方の場面で」（算数）☆	（アンブラグド）
5年	「正多角形を描こう」（算数）★	スクラッチ
6年	「拡大・縮小の場面で」（算数）☆	プログル
	「電気の性質とその利用」（理科）★	スクラッチ

☆：小学校プログラミング教育事例集「ココからスタート」（平成31年3月 愛知県教育委員会）参照

★：小学校プログラミング教育事例集「みんなでスタート！」（令和2年3月 愛知県教育委員会）参照

3 小学校プログラミング教育で引き出したい子供の姿

各教科等の授業において、その教科等のねらいを達成するために「プログラミングを活用」するものである。プログラミング教育で育む資質・能力をもとに、各学校で子供たちに引き出したい姿を設定し、各教科等において「プログラミング的思考」等を育むための学習活動を計画し、実施することが大切である。学習指導要領等において、算数の図形の学習や理科の電気を扱う学習等が紹介されている。

〈資質・能力〉

- 身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付くこと【知識及び技能】
- 「プログラミング的思考」を育成すること【思考力、判断力、表現力等】
- コンピュータの働きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養^{かんよう}すること【学びに向かう力、人間性等】

〈引き出したい子供の姿（例）〉

- ☆ コンピュータにプログラムを思うように動くことに気付く。
- ☆ 手順を考えると、簡単に作業できることに気付く。
- ☆ 順番や組合せを考える。
- ☆ 解決の方法を様々に考え、よりよくする。
- ☆ コンピュータを使って、効率よく作業する。
- ☆ プログラムの働きを、生かそうとする。

（リーフレット「小学校プログラミング教育の在り方」平成 31 年 3 月 愛知県教育委員会）

4 プログラミング教育教材例

【プログラミングの種類と使用ツール（例）】

使用する教材には、コンピュータやタブレット端末でプログラミングをして学ぶ「ビジュアルプログラミング」や、センサーやロボット等をプログラムで動作させて学ぶ「フィジカルプログラミング」がある。「ビジュアルプログラミング」は、命令ブロック等を操作してコンピュータに指示を出すため、視覚的に分かりやすく、プログラミングを理解しやすくなっている。文部科学省が提供しているサイト、「小学校を中心としたプログラミング教育ポータル」には、プログラミング学習に利用できるコンテンツや実施事例等がそろっている。

アンプラグド プログラミング	ビジュアル プログラミング	フィジカル プログラミング
フローチャート	Scratch	ArTecRobo2.0
	Viscuit	WeDo 2.0
	プログル	Pepper
	micro:bit	KOOV
		Sphero Edu
		Sphero ollie
		Kebbi AIR

「アンプラグドプログラミング」と呼ばれるコンピュータを用いない実践の方法も可能であるが、子供たちが「コンピュータを活用して、自ら考える動作を目指して試行錯誤を繰り返す体験」を行うことが重要である。プログラム言語自体を教えることを目的としたものではない。

5 研修の進め方

愛知県教育委員会が作成したリーフレット及び事例集を参考にしながら授業に取り組んでいきたい。

【愛知県教育委員会が作成したリーフレット及び事例集】

※「愛知県教育委員会 義務教育課」Web ページよりダウンロードできる。

〈平成 30 年度〉

- ・リーフレット「小学校プログラミング教育の在り方」
- ・小学校プログラミング教育事例集「ココからスタート」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/progrumreaf30.html>

〈令和元年度〉

- ・小学校プログラミング教育事例集「みんなでスタート！」
- ・小学校プログラミングツールサポートブック

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/progrumreaf31.html>

5 環境教育

平成17年に愛知万博が開催され、平成22年には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋市で開催された。そして、平成26年、「持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）の10年」の締めくくりとして「ESDに関するユネスコ世界会議」が名古屋市で開催され、ESDの更なる推進・拡大を目指して、グローバルアクションプログラム（GAP）が世界各国に発信された。これらの動きは、環境学習を一層推進する機会となった。また、ESDの推進拠点として位置付けられるユネスコスクールへの加盟（県内幼稚園3園 小学校94校 中学校43校 特別支援学校5校 一貫校等2校 令和2年3月現在）も進んでいる。さらに、令和元年には愛知県が「SDGs未来都市」として選定され、人権意識の向上や持続可能な共生社会の実現のために、経済・社会・環境をめぐる幅広い課題に一体的に取り組んでいる。

このような流れを踏まえて、本年度も児童生徒が生物多様性の重要性や身の回りの環境と自分たちとの関わり等を学習し、環境意識を向上させることを通して、持続可能な社会の担い手の育成に取り組んでいきたい。学校における環境教育は、「環境への理解を深め、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質・能力を育成する」ことを目標に進めたい。

1 環境教育の推進

豊かな環境を維持しつつ、持続可能な社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが大切です。このため、学校、家庭、地域が連携し、子供から大人まで一人一人が、知識だけでなく体験活動を通じ、環境に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結び付けられるよう環境教育を推進することが重要です。（「環境教育指導資料」平成28年12月 国立教育政策研究所）

2 環境教育を行う際の留意点

(1) 持続可能な社会を目指す教育に取り組む

知識の習得にとどまらず、環境や環境問題に関心をもち、現在から未来への環境に対する人間の責任と役割を理解することが大切である。さらに、持続可能な社会の担い手を育成するために、ESDの視点を導入し、SDGsと関連付けることで、持続可能な社会づくりに関わる課題を見いだして環境保全に取り組み、環境問題等を解決するために必要な能力・態度を身に付けることを目指したい。

【ESDの視点とSDGsを関連付けた環境教育】

ESDとは、環境や平和、人権、貧困等の地球上の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会の担い手を育む教育である。また、持続可能な開発とは、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たす開発」や「人間を支える生態系が有する能力の範囲内で営みながら、人間の生活の質を向上させること」と定義されている。

学習指導要領には、持続可能な社会の構築の観点盛り込まれており、今までの環境教育をESDの視点で見直したり、少し手を加えて実践したりすることで、そのねらいに迫ることができる。また、環境教育等に取り組む際にSDGsの17の目標と関連付けることで、以下の効果が期待できる。

- 身近な取組と身近な話題が、世界共通の課題と関連していることが分かる。
- 一つの取組が複数の課題の解決に貢献できることが分かる。
- 持続可能な社会づくりの三側面（経済、社会、環境）が調和した未来を実現するために、今、何をしたらよいか具体的に考える一助となる。

(2) 発達等に応じて内容や方法を工夫する

発育・発達段階を考慮しながら自然と触れ合う機会を多くもたせ、豊かな感受性や創造性を育てる。また、児童生徒の興味・関心と生活体験を軸にねらいを焦点化し、各学年における自然を感じるなどの体験的な学習を通じ、環境問題やその解決のための方法を見いだす能力を育てる。環境の改善や保全等に主体的に働きかける態度や参加のための行動力を育てることも必要である。

(3) 地域の実態から、家庭・地域社会との連携を図る

地域の身近な問題に目を向けた内容で構成し、身近な環境問題が地球規模の環境問題につながっていることを認識する中で、地球の未来のよりよい環境を意識した問題解決への意欲、態度、実践力を育てることが重要である。その際、家庭・地域社会や自然環境との関わりの中で経験・学習したことを生活に生かしていくことが大切である。

(4) 消費生活の側面に留意する

消費者の立場から、環境に及ぼす影響の少ない商品の購入、使用、廃棄等を考えさせる取組を行う。消費生活に関わる環境保全の取組に積極的に参加する行動力を育てる。

(5) 環境学習施設を学習に生かす

「^{まなびや}の学舎」(愛・地球博記念公園内)をはじめ、県内の様々な環境学習施設等(AEL ネット)を利用して、体験型学習ができるように配慮する。また、環境学習コーディネーターの活用も進めていく。

(6) ICTを活用する

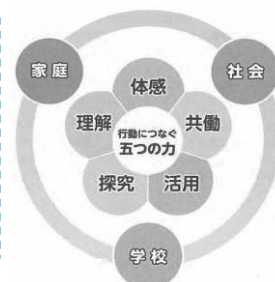
ICTを活用して、学校外の人材や施設と学校を結び付け、実際に社会の課題解決に取り組む人々と関わりをもつようにする。

3 環境教育を通じて育む力

持続可能な社会の形成には、「自らが持続可能な社会づくりに関する高い意識を身に付け、自らの価値観により意思を決定し、行動していくことができる人材」が求められる。そこで、「家庭」「学校」「社会(地域)」が下記の『五つの力』を育むことを念頭に置きながら環境教育に取り組めるようにすることで、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を推進していく。

【学びを行動につなぐ『五つの力』】

- ◆ 体感する力…自然の素晴らしさや環境の大切さを感じ取る力
 - ◆ 理解する力…私たちの活動が環境に影響を与えていることを、自分のこととして捉える力
 - ◆ 探究する力…環境問題を多面的に考察し、その本質や解決策を見付け出す力
 - ◆ 活用する力…環境を守るために必要な知識やスキルを自ら身に付け、活かす力
 - ◆ 共働する力…共に未来を創り出すために、みんなとつながる力
- (「愛知県環境学習等行動計画 2030」平成 30 年 3 月 愛知県環境部環境活動推進課)



4 学校・家庭・社会(地域)に期待される取組

学 校：体験学習・問題解決的な学習の充実、E S D の視点を意識した環境教育の実施、多様な主体との連携・協働による環境教育の実施、環境教育やE S D 推進のための研究と人材育成

家 庭：直接体験の機会の確保、エコアクションの実践、世代間の学び合い・育ち合い

社会(地域)：事業活動での環境学習の実施、専門性を生かした環境学習の実施、地域の行事や課題を素材にした環境学習の実施、地域の特性を生かすことのできる環境づくり

5 多面的・総合的な視点

環境教育を進めるに当たっては、自然や社会の事物・現象を多面的・総合的に捉えることが大切である。そのため、次のような視点を児童生徒が意識できるように指導することが重要である。

視 点	持続可能な自然や社会の創造のために
循 環	環境への負荷を減らし、循環型社会を目指す必要がある。
多様性	生態系や種の多様性等それぞれの階層で、保全を考える必要がある。
生態系	微妙なバランスの上に成り立つ生態系を認識する必要がある。
共 生	人間の社会経済活動と自然環境の調和を意識する必要がある。
有限性	限りある資源を次世代のために大切にしていける必要がある。
保 全	人間が自然を積極的に保護していきける必要がある。

6 小学校での取扱い

(1) 体験を通して感性を養おう

具体的な活動や体験を通してイメージを膨らませ、環境への接し方を身に付けることは、その後の学習の土台となる。特に低学年では、自然の観察や動植物の飼育、栽培等の活動を行い、自然環境や事象に対する感受性や興味・関心を高めるとともに、自然のすばらしさや命の大切さを感じ得るよう配慮する。

(2) 生活の中から、課題を発見して調べ、身近な問題として受け止めよう

身近な自然や社会の環境に触れ、自分や他の人々が使っている物（資源）、ゴミやエネルギー等について問題を見だし、追究するようにする。また、地域の施設や工場等の様子を見学するなどして、自分たちの生活が地域と関わって成り立っていることを意識できるようにする。

(3) 環境に関する見方や考え方を育てよう

種々の体験やICTを活用した学習を通して身に付けた知識や技能を生かして、身近な環境問題の解決を家庭、地域と協力して目指すことにより、物のつながりや循環といった持続可能な社会の構築につながる見方や考え方を育むことが可能になる。

(4) 行動、実践を通して、社会に働きかけよう

(1)から(3)までの活動を通して、環境をよりよくするためにどのような生活様式や実践的な態度をとるべきかを考えて、自ら責任ある行動をとり、協力して問題を解決していくことができるようになる。

さらに、日々の生活における働きかけだけでなく、持続可能な社会の構築に向けて、将来においてもよりよい環境を創造するための働きかけができるような実践力を培うようにする。

【感性を養う活動例】

- ・ 地域の池や学校の観察池でヤゴ等の生き物の観察をする。
- ・ 草や木を使ってゲームをしたり、形や色を生かした造形遊びをしたりする。
- ・ 野原や森、山を歩き、野草や木の実でおもちゃづくりや、バードウォッチングをする。
- ・ タブレットを活用し、様々なコンテンツから環境について考える。

【身近な環境問題例】

- ・ 家庭や学校でのごみ分別、自分の町の資源ごみの回収方法、リサイクル方法や廃棄物の処理の仕方を調べる。
- ・ 牛乳パックのリサイクルはがきづくりを体験する。
- ・ 学校の周りの生き物を調査し、在来種と外来種マップを作る。
- ・ 環境に配慮した自動車の新しい技術について調べる。
- ・ 下水処理施設の見学を通して、生活排水の環境負荷低減について調べる。

【実践力を育成する例】

- ・ 地域の川の清掃、浄化活動を行う。
- ・ CO₂削減のための節電やグリーンカーテンづくりをする。
- ・ 資源を守るための5R活動を実行する。
 - ※ リデュース：廃棄物を出さない
 - ※ リユース：再利用する
 - ※ リサイクル：再生利用する
 - ※ リフューズ：いらぬものを断る
 - ※ リペア：修理する
- ・ 地元の食材を使った料理を作る。
- ・ 間伐材や竹を使ったプランターカバーやベンチを作る。

事業者やNPOとの連携・協働活動を取り入れた授業例

活動例

地域にある企業と連携して、パソコン分解教室を行う。機械に「触ってはいけない」ではなく、実際に触れることで、使用済みの物の中に様々な資源があることの気付きにつなげる。

成果

資源循環の促進に向けた普及啓発を展開できたほか、次世代の育成にも寄与することができた。

（「学びを行動につなぐサポート BOOK」愛知県環境学習等行動計画 2030 実践事例集 平成 31 年 3 月 愛知県環境活動推進課）

7 中学校での取扱い

(1) 身近な環境問題から環境に対する意識を高めよう

身近な環境問題から学習を進めることは、自分と環境との関係を考え、持続可能な社会づくりのための意欲や態度を育てるために有効である。さらに、中学校では、身近な環境問題が地球規模の環境問題につながることを認識するなど、ダイナミックな展開を行うことが可能である。

(2) 義務教育9年間を見通した指導計画・指導方法を検討しよう

中学校では、体験を中心に進めてきた小学校での学習を、より論理的、体系的に整理して捉え直したい。また、小学校で育成した思考力・判断力・表現力・問題解決能力・技能等を、中学校でより主体的・総合的に発揮できるようにするためにICTを活用するなどの工夫が必要である。

(3) 教科間の連携を踏まえた総合的な活動を展開しよう

学校における環境教育は、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等を通して行うことが大切であり、学校全体の取組が不可欠である。

環境教育を教育課程に明確に位置付け、教科間の連携を踏まえた年間指導計画を作成することが大切である。また、具体的な問題や校外活動については、総合的な活動を展開し、さらに家庭や地域社会との連携を図りながら推進することが効果的である。

(4) 環境保全へ向けて具体的に行動しよう

身近な環境問題について考え、自分たちができる環境保全への活動に積極的に取り組むことが大切である。具体的な活動としては、日常生活を見直し、消費者として資源を無駄に使わないことや、環境に優しい商品を選んで購入すること等が望まれる。

また、エネルギーの大量消費が、地球温暖化や環境破壊につながっていることに着目させ、省エネルギーを進める取組について考えることも有効である。

【身近な環境問題についての活動例】

- ・ レジ袋有料化からプラごみ問題につなげ、ごみの分別方法等、自治体の環境への取組を調べる。
- ・ 河川及び海岸のごみから、生活系のごみが多く占めていることやマイクロプラスチックの問題について考える。
- ・ 自動車の脱内燃機関への世界的な流れを調べることをきっかけに追究を進め、今後の人類の発展とエネルギーの在り方、地球温暖化等について考えをもつ。

【義務教育9年間を見通した学習例】

- ・ 現状の地球環境や地球温暖化の原因を学習し、家庭における省エネ等のエコライフについて考え、実践する。
- ・ 地域の農家の実情を調べるとともに、将来の日本の食料自給率の在り方について考える。
- ・ 太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーについて調べ、日本のエネルギーの将来像を自分なりに描く。

【環境保全への活動例】

- ・ 地域に生息するウミガメやメダカ、ホタルの卵をふ化させて、海や川に放す活動等、地域の環境保全活動へ主体的に参加する。
- ・ 地域の海岸や湖沼を守るために定期的な清掃活動を行う。

事業者やNPOとの連携・協働活動を取り入れた授業例（中学1年生）

活動例

事業者が、公共事業において環境への影響を減らす技術のほか、路面電車やアニマル・パス（動物の通道の確保）等を取り入れた先進的なまちづくりの事例を紹介した。それをもとに、環境に優しい「まちの在り方」を学ぶ中で、人も地球も生き物も守るために自分に何ができるかを考える。「EPOC環境教育講座」や「あいち協働授業づくり」、「あいち『授業づくり』人材バンク」等のWebページを活用する。

成果

実例を題材にした授業に生徒は興味深く聞き入っていた。様々な見方や考え方に触れ、当事者意識をもって今後の探究に取り組むきっかけづくりができた。

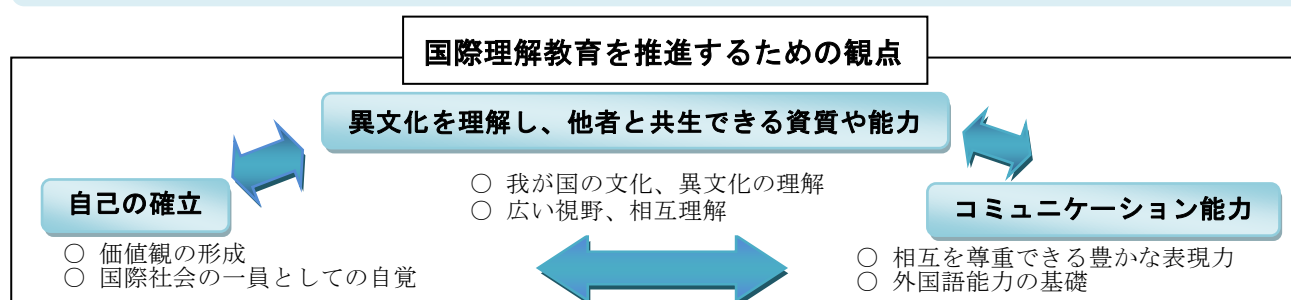
（「環境教育協働授業づくりハンドブック」平成29年3月 愛知県環境部環境活動推進課）

6 国際理解教育、帰国・外国人児童生徒教育

情報通信技術の発達により世界は身近なものとなり、児童生徒を取り巻く社会の国際化も進んでいる。近年、企業の海外進出や海外旅行等、日本人が外国を訪れる機会の増加と共に、日本を訪れる外国人や外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住する傾向が強くなっている。

このような状況の中、異なる価値観や文化をもつ人々と共に生き、国際的視野に立って世界に貢献できる日本人の育成は急務である。学校教育においても、広い視野をもって相互理解し、自国のことを豊かに表現できる資質や能力を育てたり、日本人としての自己の確立を促したりするなど、国際社会において自立・協調できる人間を育成することが重要である。

また、「日本語教育の推進に関する法律」や「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が示され、帰国・外国人児童生徒に対する教育の充実も求められている。



1 国際理解教育の目標

- 人間の尊厳について深く理解し、国際社会の平和と発展に貢献できる人間を育成する。
- 諸外国の文化を進んで理解し、尊重するとともに、世界と日本の関わりを正しく捉え、国際社会で信頼される望ましい資質を身に付けた人間を育成する。
- 我が国の文化・風俗・習慣・歴史等について理解し、それらを尊重するとともに、継承、発展していこうとする人間を育成する。
- 世界の人々との相互理解を深めるために、意思の疎通ができる能力をもった人間を育成する。

2 国際理解教育の重点

(1) 人間尊重の観点から取り組もう

国や民族を越えた普遍的な人間の生き方や基本的人権の尊重という観点から、国語科、社会科、外国語科や道徳科を中心に取り組むことができる。また、他の教科・領域でも関連する教材を把握し、それぞれの学習事項を深化、統合を図ることが有効である。

(2) 自国文化及び異文化の理解に関心をもたせよう

地域の伝統や文化に触れ、理解を深める中で、我が国の伝統や文化について関心をもたせる。また、異なる文化や価値観をもつ人々との関わり方や相互理解の重要性にも目を向けさせるために、学校外の人材の活用や体験的な学習への取組が有効である。

(3) 国際協力やコミュニケーション能力を高める実践をしよう

国際社会と協調することの重要性を理解し、積極的に貢献しようとする意識を高めるとともに、他国と協力して問題解決に積極的に取り組もうとする姿勢をもたせたい。そのためには、教員自らが世界の現状を認識し、教材開発に努め、児童生徒と共に実践することが望まれる。

また、コミュニケーション能力を高め、進んで国際交流に参加する姿勢を育てることも重要である。外国語活動や外国語科におけるコミュニケーション活動をはじめとして、スピーチやディベート等、学校教育における様々な場面でその能力を育成していきたい。

3 国際理解教育の実践

国際理解に関わる目標や内容を教育課程に位置付け、学校全体で取り組むことが必要である。カリキュラム・マネジメントの視点からも、それぞれの学校の教育目標や重点目標、各教科・領域のねらいや内容等、教育活動全体を見通して、児童生徒や学校、地域の実態に応じた教育課程を編成することが望ましい。また、国際理解教育は、総合的な学習の時間で扱うことも考えられるが、各教科・領域と関連付け、探究的な活動を通し体験的に理解を深められるよう実践していくことが望ましい。

(1) 教科指導を通して国際人としての資質を育てよう

世界から信頼される国際人としての資質の育成は、あらゆる教科の学習を通して行われるべきである。話し合い活動やグループ活動、体験活動等を取り入れることが望ましく、社会科においては、地域学習を活用して地域に出かけ、授業で学んだことを実際に自分の目で見たり、肌で感じたりする体験型の学習を行いたい。

(2) 国際理解教育の視点をもって道徳教育を推進しよう

学習指導要領の総則に、道徳教育を進めるに当たっては、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること」とある。まさに、道徳教育が国際理解教育の基盤を担っているといえる。児童生徒に様々な価値観に触れさせることで道徳的判断力を高め、道徳的心情を豊かにし、意欲的に実践する態度を育成することが大切である。

(3) 総合的な学習の時間や特別活動を通して、国際性豊かで主体的に活動する児童生徒を育てよう

我が国の優れた伝統や文化を継承するとともに、世界各国の様々な生活、習慣、価値観等について、その違いを認め合い、自分の考えを積極的に表現できる児童生徒を育てたい。そのために、異なる文化や生活習慣を身近に感じる参加型の学習を設定したり、伝統文化の継承者や地域在住の外国人、留学生等を招いて文化や生活習慣の違いに直接触れたりする機会を設けたい。

(4) 国際理解教育の特質を踏まえた「言語活動の充実」を図ろう

国際的視野に立って、異文化をもつ人々と共生できる資質やコミュニケーション能力を高めることが大切である。また、問題解決に必要な文章や資料等を取り上げ、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、相互に思考を深め、解決していく能力の育成が必要である。さらに、体験的な学習や問題解決的な学習を一層充実させ、生活の基盤となる知識・技能を習得させることで、必要な情報を収集・整理し、分析したことを自分たちの言葉で伝え合うような、相互の考えを深める学習の充実を図る。

4 帰国・外国人児童生徒教育

(1) 帰国児童生徒の教育を推進しよう

帰国児童生徒の編入があった場合、個々の能力や実態を把握したきめ細かな配慮が必要である。

ア 個に応じた適応指導の推進

専任担当者を決め、日本語習得の状況や海外での経験の実態を把握し、取り出し指導の時間や指導内容を決定する。取り出す時間と教科指導との関わりは、本人や保護者の希望も尊重する。保護者との連携を密にした協力体制を確立し、全教職員の共通理解のもとに指導を進めていく。また、他の児童生徒による支援等、受け入れ態勢の整備にも配慮が必要である。

イ 個性の伸長を図るための指導の推進

外国で身に付けた外国語能力や経験等、帰国児童生徒自身の個性を発揮して生活できるように支援する。具体的には、各教科の学習等で海外生活での経験や滞在していたところの生活の様子を発表させるなど、学校生活の中で帰国児童生徒に合った活躍の場を工夫する。

(2) 外国人児童生徒等の教育を推進しよう

来日時期や教育歴、それまでの生活環境等による個人差が大きく、日本の学校への適応指導や日本語指導においては必要に応じて個別指導を行うこととなる。文部科学省から適応指導教材として「外国人児童・保護者向け動画」が多言語で公開されているので活用するとよい。また、外国人児童生徒等は、宗教、生活習慣の違いから違和感や疎外感をもつことが多いので、長所や特性を認め、思いやりの気持ちをもって接することが大切である。日本人児童生徒にとっては、外国人児童生徒等との交流、共生を通して、生活習慣や文化の違いを理解し、多文化共生を学ぶ機会とする。

ア 日本の学校教育への適応指導の推進

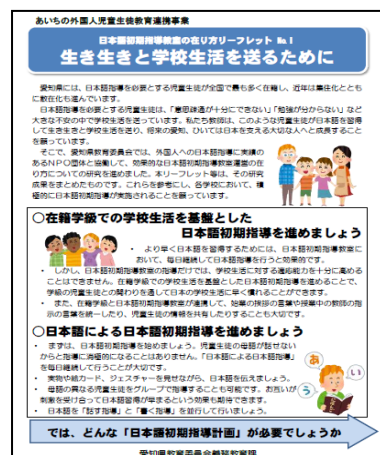
日本の生活習慣や学校生活について、母語や日本語に不慣れな外国の方にも分かりやすいよう工夫した「やさしい日本語」による案内プリントやマニュアルを作成するなど、丁寧に指導する。在籍学級では、学級の児童生徒との関わりを通して日本の学校生活に慣れさせることや、教員が「やさしい日本語」やユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を進めることも有効である。

また、地区に初期指導教室がある場合は、積極的に参加を促し、学校と初期指導教室が連携して、児童生徒の情報を共有することが大切である。

イ 日本語の能力を高める指導の推進

日本人児童生徒とのコミュニケーションを可能にすることが日本での生活適応の第一歩であり、日本語の初期指導を重視したい。その際、愛知県教育委員会作成の

「日本語初期指導教室の在り方リーフレット」を参考にしたり、日本語初期指導動画D V Dを活用したりするとよい。第Ⅰ期として「学校生活を送る上で、最低限の意思疎通ができる日本語を習得する」段階、第Ⅱ期として「学校生活をスムーズに送るための日本語を習得する」段階、第Ⅲ期として「日常生活や授業・行事等で必要な日本語を習得する」段階とするなど、学年や能力に合わせて段階的・系統的に指導することが大切である。その場合も、実物・動作・絵・写真・動画等を使ったり歌を活用したりすることで、「日本語で日本語を教える」ことも考えられる。また、取り出しの日本語初期指導では、1時間の授業の流れをパターン化したり、読む・話す活動はグループで行い、書く活動は個別で行ったりするなど、指導の工夫が求められる。教科指導でも、具体物の利用や体験活動の導入、I C Tの活用等、指導方法を工夫する。



（「日本語初期指導教室の在り方リーフレット」平成29年3月 愛知県教育委員会）

ウ 外国人児童生徒等のもつ文化や生活習慣を大切にした教育の推進

外国人児童生徒等が授業の中で母国の文化や自らの体験を紹介するなど、他の児童生徒の国際理解に生かすことができるような活躍の場を設定するとともに、必要に応じて語学相談員と連携して母語指導も実施する。

エ 進路指導の推進

進路指導主事や語学相談員等と協力して資料を提供し、希望のもてる進路選択ができるよう指導する。また、外国人卒業生や地域で働く外国人を招いた進路説明会等を行い、意欲付けを図ることも有効である。なお、県教育委員会のWebページには英語・ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・中国語の公立高校入試制度の案内を掲載している。

オ 地域社会や家庭、近隣校との連携

学校での様子を詳しく伝えるために、母語や「やさしい日本語」によるプリントを作成したり、定期的に保護者会を開いたりし、家庭との連携を図る。また、近隣校や市町村の国際交流諸団体と協力して指導法や教材の開発を進めるとともに、地域の外国人児童生徒交歓会等の行事も工夫する。

カ 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

学習指導要領では、児童生徒の日本語能力に応じて、「特別の教育課程」を編成して指導を行うことが求められている。日常会話がほぼ問題なくできる児童生徒でも、学習用語や授業用語が十分に理解できていなかったり、「書く」ことに苦手意識をもっていたりするなど、個別に問題を抱えていることは少なくない。個に応じたきめ細かな指導を進めるために、日本語指導担当教員や児童生徒が在籍する学級の教員等との連携を図り、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うことが必要である。一人一人の日本語能力を把握するために「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」を活用し、それを踏まえて個別の指導計画を作成することも有効な手だての一つである。DLAの実施には時間が必要であるが、それ自体を指導の機会と捉え、児童生徒の日本語能力の向上に生かせるとよい。

キ 外国人児童生徒等の保護者への周知・理解

取り出しによる日本語指導や特別支援による教育等を行う場合は保護者への周知・理解を図るとともに、市町村教育委員会と連携して実施する。

5 教員の力量を高める研修の充実

- 初めて外国人児童生徒等教育の担当になった場合、文部科学省「外国人児童生徒等教育に関する研修用動画」を視聴し、この分野の教育の全体像を把握するとよい。
- 先進校の資料を参考にしながら、国際理解教育に関わる教材の開発や資料の収集に努める。
- 教育委員会や学校において研修会を開催する場合、文部科学省「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」を参考に研修計画を立てることが望ましい。

【参考資料】「CLARINET」海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ（文部科学省）
「かすたねっと」外国につながる児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト（文部科学省）
愛知県教育委員会義務教育課ホームページ 教科指導等 外国人児童生徒等教育（愛知県教育委員会）
「日本語初期指導動画」DVD（愛知県教育委員会）
「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」（出入国在留管理庁・文化庁）
KNiT knot-net(Kodomo Nihongo Teachersをつなぐネットワーク）（日本語教育学会）

7 学校図書教育

児童生徒の豊かな心と自ら学ぶ力を育む教育を実現していく上で、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能が求められている。

学校教育法の目標には、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されている。また、文部科学省「学校図書館の整備充実について（通知）」の中で「学校図書館ガイドライン」（平成28年11月）が示され、学校図書館の目的や「読書センター」、「学習センター」及び「情報センター」としての機能の充実を図ることが掲げられている。さらに、学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」とある。

このように、「読書センター」、「学習センター」及び「情報センター」としての機能を充実させ、生涯にわたる自己教育力の基礎を培う役割としての学校図書館づくりを進めるためにも、これまで以上に積極的な取組を展開していくことが大切である。

1 児童生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能

(1) 魅力的な学校図書館づくりを進めよう

日々の生活の中で児童生徒が進んで読書を楽しむことができ、創造力を培い、知的な興味・関心等と呼び起こし、豊かな心を育む「読書センター」としての機能をもつ学校図書館を目指す。

ア 学校図書館は、児童生徒が利用しやすい位置に配置するとともに、常時開館して、いつでも利用できるようにするとともに、「心の居場所」としても機能するように工夫する。

イ 児童生徒の読書ニーズを把握し、児童生徒の興味・関心や知的好奇心に応える本を整備する。その際、愛知県教育委員会作成の図書紹介冊子「みんなにすすめたい一冊の本」の中で、県内の公共図書館が紹介している本を学校図書館に備えるようにする。

ウ 机や書架の配置を工夫したり、「新しく入った本」「教科書に出てくる作家の本」等の特設コーナーを設けたり、「みんなにすすめたい一冊の本」に掲載されている愛知県ゆかりの著名人が薦めている本のコーナーを設置したりして、児童生徒の関心を引き付ける展示や掲示に心がける。

エ コンピュータを導入し、貸出し・返却手の簡略化を図り、蔵書データや貸出し実績を読書指導に活用する。

オ 分館設置や学級文庫の整備等により、いつも身近に読みたい本がある環境づくりに努める。

カ 「愛知県子供読書活動推進計画（第四次）～未来へつなぐ、いつも本のある暮らし～」(平成31年2月策定)を参考にして、児童生徒が興味をもって気軽に本を手にとることができるように、様々な工夫をしていく。

(2) 全教職員が連携して読書指導を進めよう

読書活動は、国語科の授業のみならず、学校の全ての教育活動においてその機会があると捉え、様々な教員が折にふれて関連図書の紹介をしたり、読書を学習活動に取り入れたりする。

愛知県子供読書活動推進計画（第四次）の読書活動例

- 学級活動で
 - ・ 家読（うちどく）を奨励し、「家読カード」を作成して積極的に本を読む機会を与える。
 - ・ 朝の読書等の一斉読書を利用し、読書習慣を確立するとともに、読書時間の一層の確保に努める。
 - ・ 学級文庫を常備し、児童生徒が本を手にしやすい環境をつくる。
 - ・ 家読や一斉読書等で読んだ本の中から「みんなにすすめたい一冊の本」を選び、友達と交流する。
- 図書館で
 - ・ 国語科教材とリンクさせて「教科書に出てくる作家の本」を紹介したり、「新しくいった本」のコーナーを設けたりして、家読を支援する。

様々な連携による取組の例

- 読み聞かせ
 - ・ 学級担任による読み聞かせの他に、図書館ボランティアや図書委員会の児童生徒、担任以外の教員による実践や読み聞かせ集会等、様々な対象や形態で、機会を捉えて行う。
- ブックトーク
 - ・ 読み聞かせを交えながら、テーマを決めて本の紹介をする。
- その他
 - ・ パネルシアター、読書へのアニメーション、ストーリーテリング、読書郵便、読書感想文、読書会、読書討論会、読書感想画、エプロンシアター、ブックウォーク、子供司書、書評合戦（ビブリオバトル）等を取り入れる。

司書教諭と学級担任とのチーム・ティーチングによる「ビブリオバトル」の指導事例

- 主 題 本の魅力を紹介しよう（2時間完了）
- ねらい 好きな本を紹介し合うことで、読書意欲を高める。

時間	学 習 活 動	学級担任の活動	司書教諭の活動
事前	・ 紹介したい本を決める。	・ ビブリオバトルの予告をし、図書室や学級文庫の利用を促す。	・ 図書室や学級文庫の本を充実させる。
第1時	1 自分の好きな本を紹介する原稿を作る。 2 4～5人の班ごとに自分が選んだ本の紹介をする。 3 本の紹介について互いに質問し合う。 4 各班の中で1位を選ぶ。	・ 本の帯やあとがき等も参考にして本の魅力を伝える原稿を作らせる。 ・ 班の中で1位を決めることを知らせる。 ・ 司書教諭と分担して、各班を回りながら、助言をする。 ・ 最も読みたくなった本はどれかという観点で、1位を選ぶよう助言する。	・ 室内を見回り、困っている生徒に助言する。 ・ 担任と分担して、各班を回りながら、助言をする。 ・ 専門的な質問には、発表者に代わって対応する。
第2時	1 各班の1位が本の紹介をする。 2 本の紹介について互いに質問し合う。 3 学級での1位を決める。	・ 学級全体に向けて、発表をさせる。 ・ 一連の学習活動を評価し、豊かな読書生活への意識を高める。	・ 各班や学級で選ばれた本を学級文庫等に配架することを伝え、読書意欲を支える。

2 授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」としての機能

(1) 教育課程の展開に寄与する学校図書館づくりを進めよう

児童生徒の自主的・自発的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能を備えた学校図書館を目指す。

- ア 児童生徒が必要な情報を活用し、主体的に学習活動を行うことができるよう、学習に必要な図書の実質や資料の収集・整理に努める。
- イ 児童生徒の学習活動の成果である資料やレポートを蓄積し、閲覧しやすいように整理する。
- ウ 図書資料は利用しやすいように分類や配架を工夫し、調べ学習に必要なスペースを確保する。
- エ 各学年の学習活動に役立つ図書や資料を並べたブックトラック（本用の台車）を廊下や教室に配置し、児童生徒が必要なときに、いつでもすぐに利用できる環境づくりに努める。

(2) 教科・領域の学習活動の中に位置付けられた系統的な学校図書館の利用指導を心がけよう

児童生徒が学校図書館を有効活用し、情報活用能力を身に付けることができるような利用指導計画を作成する。また、主体的・意欲的に学習や読書に取り組めるよう全校体制で実践する。

- ア 司書教諭・学校司書は、授業に必要な図書を選書して十分な冊数を準備したり、図書・資料の的確な探し方や使い方を例示したり、読書相談に専門的に応えたりするなど、学級担任（授業者）と連携して、学校図書館を活用する学習活動が円滑に行われるように支援する。
- イ 学校司書は、学校図書館の管理運営にも関わるようにする。

(3) 言語活動の充実を図る学校図書館の役割を確かめよう

豊かな言語力と感性をもつ児童生徒の育成には読書力の向上が不可欠であるため、読書力を高める読書指導プランを明確にし、児童生徒が実践できる場が必要となってくる。さらに、授業の工夫や継続的な読書活動を進めることによって、言語活動の充実を図ることができる。

- ア 各教科の日常的な指導において、図書館資料を使った授業を展開する。
- イ 主体的で対話的な学習活動（「授業で学んだことを確かめ、広げ、深める」「資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表する」など）を支援する。
- ウ 各教科の学習に関連した読書活動を充実させ、それを利用した読書指導計画の作成をする。
- エ 司書教諭、学校司書等の役割を明確にし、各教科担当教員と連携するなどして、学校図書館の機能の充実を図る。

司書教諭と学校司書との連携を進めよう

- 司書教諭と学校司書が連携した全校児童生徒の読書意欲を高めるための工夫

活動例

- ・ 司書教諭と学校司書が国語科の読書単元の授業を共に行い、授業の中でもそのつながりを生かして支援する。
- ・ 司書教諭と学校司書が連携して、読書へのアニメーションやブックトークを行う。
- ・ 司書教諭と学校司書が連携して、児童生徒の読書意欲を高める方策について相談しながら読書月間（週間）の充実を図る。

（例）図書館のキャラクター募集、しおりやカード等のプレゼント、読書ラリー、掲示物の作成、挿絵のピースを集めたイラストパズル、選書アンケート、図書館便りの発行等

3 情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能

(1) 児童生徒や教職員のニーズを把握し、情報活用がしやすい整理された学校図書館づくりを進めよう

ア 情報教材、デジタルコンテンツ、ソフトウェア等、多種多様な情報媒体をそろえるとともに、それらを活用するために必要なコンピュータ、タブレット端末、電子黒板、実物投影機、スクリーン、DVDプレーヤー等のICT機器を整備する。

イ 蔵書や資料をデータベース化し、コンピュータによる効率的な検索ができるようにする。

【指導の内容例】

		課題の設定	メディアの利用	情報の活用	まとめと情報発信
小学校	低学年	- 教材学習の題材や日常生活の気付きから考える - 見学や体験での気付きから考える	- 目次や索引 - 図鑑等の図書資料 - タブレット端末、コンピュータ	- カードやワークシートに書き抜く - タブレットやデジタルカメラで写真を撮る	- 口頭、絵、文章によるまとめ - 紙芝居、絵本、劇による発表
	中学年	- 課題について話し合う - フラワーカード等を利用する	- 分類の仕組みと配架 - 公共図書館の利用 - 百科事典、国語辞典、地図等の図書資料	- 記録カードに記録する(抜き書き、要約) - 利用上の留意点を知る(著作権、個人情報)	- 文章、新聞、ポスターによるまとめ - 発表会、展示による発表
	高学年	- ウェビング等の発想法を利用する - 大テーマから中テーマや小テーマを設定する	- 目録の利用 - 事典、年鑑等参考図書 - 新聞、雑誌、視聴覚メディア、電子メディア	- ファイル資料を作る - 複数の情報の比較 - 利用上の留意点(情報モラル)	- 写真や映像、音声を取り入れたまとめ - レポート、発表会、実演による発表
中学校		- 課題設定の理由を文章で書く - 目的に合った発想ツールを使う	- 分類、配架の仕組み - コンピュータ目録 - 図書資料、参考図書、地図、年表、フィールドワーク、人的情報源	- 情報機器で記録する - 情報の取扱い方(著作権、情報モラル、個人情報)	- 事実と自分の意見を区別したまとめ - 資料リストの作成 - タブレット端末やコンピュータを使った発表

(「情報資源を活用する学びの指導体系表」平成31年1月 全国学校図書館協議会)

4 学校と家庭、地域社会と連携した生涯学習に貢献する読書活動の推進

(1) 家庭や地域に開かれた学校図書館づくりを進めよう

ア 読み聞かせやブックトーク、学校図書館に関する広報活動、図書のデータベース作成、環境整備等において、保護者をはじめ、地域の人材を「図書館ボランティア」として活用する。

イ 家庭向けに図書館便り等を発行し、学校における児童生徒の読書活動の様子を知らせたり、「親子読書のすすめ」のような家庭読書を啓発する取組を行ったりする。

ウ 地域ボランティア等の協力を得ながら、各学校や地域の実情に応じて、地域の人々への学校図書館の開放を進め、地域の読書活動等の活性化に貢献し、生涯学習の一助になるよう努める。

(2) 学校図書館ネットワークを構築しよう

他校の図書館との連携、公民館、公共図書館、博物館等の社会的教育施設等との連携を図り、人との(図書館資料)のネットワークを整備し、充実させる。

ア コンピュータや情報通信ネットワークを活用し、円滑な連携を進める。

イ 公共図書館の団体貸出し等のシステムを活用し、児童生徒の人数や興味・関心に見合った十分な図書を準備したり、他校の図書館や公共図書館、博物館等との相互貸出しの仕組みをつくり、蔵書や各種資料を共同利用できるようにしたりする。

8 健康教育

児童生徒の健康課題が深刻化、多様化している中、心身共に健康で活力ある児童生徒を育成することが一層重要となっている。学校における健康教育では、自分の健康状態に関心をもち、健康上の課題を自分で考え、解決・改善できるような資質・能力を育成すること、すなわち健康を保持増進するための実践力を発達段階や実態に応じて身に付けることができるようにすることが重要である。そのために各学校においては、全ての教職員が学校安全計画・学校保健計画・食に関する指導の全体計画等の共通理解を図り、全校体制で取り組まなければならない。

【健康・安全・食に関わる資質・能力】

(知識及び技能)

様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

(思考力、判断力、表現力等)

自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

(学びに向かう力、人間性等)

健康や食、安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

1 学校保健の充実

(1) 保健教育の充実を図り、心身の健康の保持増進に必要な能力を育てよう

近年、社会環境や生活様式の変化により、薬物乱用や性に関わるモラルの低下、生活習慣病の低年齢化等の問題が生じている。また、自殺予防教育やがん教育の充実も求められている。

保健教育を充実させることにより、健康の価値を認識し、自ら課題を見付け、健康に関する情報や知識を活用し、主体的に健康課題解決のために行動できる児童生徒を育てていく。

指導に当たっては、児童生徒の発育・発達の段階を考慮して、学校全体で共通理解を図りながら教育活動全体を通じて適正に行われること、家庭・地域との連携を推進し理解を得ること、集団指導と個別指導の関連を密にして効果的に行うこと等の配慮が必要である。

【保健教育の重点事項】

ア 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育…児童生徒の発達段階に応じた指導により、正しい知識を身に付けさせ、児童生徒の行動変容へのアプローチをする。

イ 性に関する指導…科学的な知識を身に付け、生命の大切さを理解して望ましい行動がとれるようにする。エイズについては、感染者等への偏見・差別払拭を重視する。

ウ 自殺予防教育…心の危機のサインや心の危機に陥った友人への関わり方、地域の援助機関等の学びを通じて、早期の問題認識と援助希求的態度を育成する。

エ がん教育…小学校ではがんを通じて健康と命の大切さを育むことを、中学校では科学的根拠に基づいた理解をすることを主なねらいとし、保健体育科等を中心に実施する。

(2) 健康観察を充実させ、心身の問題の早期発見・早期対応に努めよう

学級担任や養護教諭による健康観察をはじめ、あらゆる機会を通して児童生徒の心身の状況を的確に把握するように努め、体調のみならず心理的ストレスや悩み、いじめ・不登校傾向、虐待や精神疾患等、心の健康問題や起立性調節障害等の疾病の可能性を早期に発見して適切に対処することが大切である。

【早期発見・早期対応の留意点】

- ア 健康観察を継続的に実施することによって、自他の健康に対する興味・関心を高め、自己管理能力の育成を図る。
- イ 感染症や食中毒等の集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- ウ 児童生徒との日常的な関わり合いを大切にし、心身の健康状態の変化や悩みを感じたとき、教員に気軽に相談できる人間関係をつくり、全校体制で一人一人の居場所づくりを進める。
- エ 心の問題の解決に当たっては、教育相談や「心のアンケート」を活用するとともに、学級担任だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の教職員、保護者、各種相談機関等の専門機関と連携を図りながら支援を進める。また、校内のいじめ・不登校対策委員会等の組織的な協力体制を機能させる。

(3) 健康診断の結果を生かそう

健康診断は、医学的に児童生徒の健康状態を把握し、発育や疾病異常に関して健康づくりの問題点や課題を明確にし、健康の保持増進に役立てることができる。

【診断結果を生かすための留意点】

- ア 治療や処置を必要とする児童生徒に対しては、家庭と連携して継続的に指導するとともに健康観察や健康相談を実施し、一人一人の実態に即した健康管理や健康づくりを行う。
- イ 生活習慣と関係の深い肥満やう歯・歯周疾患、各種アレルギー症状の兆候が見られる場合は、学校医や主治医の指導を受けながら、日常生活においてきめ細かく指導する。
- ウ 校務支援システム等の活用により、診断結果等から学校や児童生徒の健康課題の把握と早期対応に努めるとともに、予防的措置の観点から実態に即した保健教育を行う。

(4) 家庭や地域と連携して、健康な生活づくりをしよう

心身共に健康な児童生徒を育成するためには、専門家のアドバイスを受け、家庭や地域と協力して基本的生活習慣の育成や望ましい環境づくりをしていくことが大切である。

【家庭・地域との連携を深める観点】

- ア 「早寝・早起き・朝ごはん」を意識させ、家庭と連携して基本的生活習慣を確立する。
- イ 運動や体を動かす活動を積極的にを行い、体力向上、肥満防止に努める。
- ウ 学校保健委員会を年に3回以上開催し、地域ぐるみで意見や情報の交換を行う。

2 学校安全の推進

(1) 安全を意識して、行動できる児童生徒を育てよう

児童生徒は、周りの状況を十分に把握しないで行動したり、衝動的な行動で危険な場面に出会ったりする。また、児童生徒の安全を脅かす事件・事故、災害も発生している。さらに近年、スマートフォンの普及に伴うSNSをはじめとしたインターネットの利用による犯罪被害の防止や、ミサイル・テロ等の新たな危機事象への対応も求められている。

児童生徒には、通学を含めた学校生活、日常生活に潜む様々な危険を予測させ、「自分の命は自分で守る」という安全への意識を高め、実際に行動できる態度や能力を身に付けさせる。

(2) 危機に対する認識を深め、家庭や地域と連携して児童生徒の安全を確保しよう

過去の事件・事故、災害等を参考にし、児童生徒が緊急時に適切に対処し危険を回避できるように指導する。登下校時の安全確保や災害発生時の対応については、家庭や地域、警察等の関係機関との連携が不可欠である。スクールガード等地域の方々への感謝の気持ちも育てていく。

(3) 学校安全の推進について全教職員で共通理解を図り、安全教育・管理を計画的に進めよう

学校行事を含め学校生活全般を通して、安全に行動できる能力・態度・習慣を育成する。

【学校安全のねらい】

児童生徒が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒の安全を確保するための環境を整えること。

【安全教育の内容】

ア 生活安全

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

イ 交通安全

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるようにする。家庭や地域等との連携を図りながら交通安全に努めることができるようにする。

ウ 災害安全

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

【安全管理の内容】

ア 対人管理

児童生徒の心身の状態の把握や行動観察、緊急時における学校全体の救急体制の確立とともに校内研修の充実を図り、学校生活や校外生活における安全行動の指導に努める。

イ 対物管理

学校の施設・設備の安全点検の定期的な実施及び事後処置や学校環境整備に努める。

3 食に関する指導の充実

(1) 食に関する指導の目標

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を育成する。

【食に関わる資質・能力】

(知識及び技能)

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

(思考力、判断力、表現力等)

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

(学びに向かう力、人間性等)

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

(2) 学校給食を生きた教材として活用し、全校体制で食に関する指導の推進をしよう

給食の時間は、児童生徒が食に関して総合的に学習する場である。栄養教諭・学校栄養職員と連携し、会食の楽しさを味わいながら社会性を養うとともに、健康で充実した生活を送ることができるように、バランスのよい食事のとり方や、安全・衛生に関する事柄についても体験的に学習を深めていきたい。なお、コロナ禍にあつては、感染防止策を講じた上で実施することも重要である。

【給食の時間の食に関する指導の充実】

- ア 健康によい食事のとり方を考えさせる。
- イ 食事マナーを身に付けさせる。
- ウ 心とむ給食時間にする。
- エ 個に応じた指導をする。

(3) 家庭や地域と連携しながら、食に関する指導を工夫して健全な食生活の実現を図ろう

社会の変化を背景に児童生徒の食生活の在り方が大きく変化してきている。健康教育の一環として、食に関する指導の全体計画を活用し、家庭や地域と連携しながら学校全体で組織的に食育を推進していく必要がある。

【食に関する指導の充実】

- ア 各教科、道徳科、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間等においてＩＣＴを効果的に活用して、それぞれの特質に応じて食に関する実践的な指導を適切に進める。
- イ 栄養教諭・学校栄養職員の専門的な知識を活用し、ティーム・ティーチング等により、学級担任（教科担任）と協力し、指導を進める。

【家庭・地域との連携】

- ア 児童生徒の食生活の実態や食に関する情報を食育便り等で伝えることにより、食育に対する保護者の意識を高める。
- イ 交流給食や生産活動等、家庭・地域と連携した教育活動を進める。

【参考資料】

- 「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」 (平成 23 年 8 月文部科学省)
- 「子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引」 (平成 26 年 7 月文部科学省)
- 「自殺予防啓発リーフレット」 (令和 2 年 3 月愛知県教育委員会)
- 「学校保健の管理と指導（改訂版 2021）」 (令和 3 年 3 月愛知県教育委員会)
- 「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」 (平成 29 年 3 月文部科学省)
- 「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」 (平成 31 年 3 月文部科学省)
- 「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」 (令和 2 年 3 月文部科学省)
- 「あいちの学校安全マニュアルー子どもの安全と安心のためにー」 (令和 3 年 3 月愛知県教育委員会)
- 「あいちの防災教育マニュアル」 (平成 29 年 11 月愛知県教育委員会)
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」 (平成 30 年 2 月文部科学省)
- 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」 (平成 31 年 3 月文部科学省)
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」 (令和 2 年 3 月日本学校保健会)
- 「愛知県学校食育推進の手引」 (平成 24 年 2 月愛知県教育委員会)
- 「愛知県学校食育推進の手引<実践編>」 (平成 25 年 2 月愛知県教育委員会)
- 「学校給食の管理と指導（七訂版）」 (平成 27 年 3 月愛知県教育委員会)
- 「学校における食物アレルギー対応の手引」 (平成 28 年 2 月愛知県教育委員会)
- 「学校における食物アレルギー対応の手引<特別支援学校版>」 (平成 31 年 1 月愛知県教育委員会)
- 「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」 (平成 29 年 3 月文部科学省)
- 「食に関する指導の手引（第二次改訂版）」 (平成 31 年 3 月文部科学省)

9 人 権 教 育

人権に関する問題は、同和問題（部落差別）をはじめとして、女性、子ども※、高齢者、障害者、外国人、ホームレス、性的少数者等、その背景や経緯は多様である。このような多様な人権問題を解決、解消していくためには、人権尊重の精神を培い、差別や偏見のない地域社会づくりを進めていくことが必要であり、その基礎を築くために学校教育が果たす役割は重要である。

学校においては、児童生徒一人一人が互いに違いを認め、尊重し合い、それぞれのよさや可能性を発揮して自己実現を図りながら、教員と共に信頼し合い、共感し合って温かい人間関係をつくる教育活動を展開することが望まれている。人権問題を直感的に捉える感性及び人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の育成を目指して、また、持続可能な社会の構築に向けて、他者との関係性、社会との関係性を認識できるようにするため、全ての学校で人権教育の取組を充実させることが必要である。

※「子ども」－「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に準じて表記。

1 学校における人権教育の目標

学校における人権教育の目標は、社会の中のあらゆる差別や偏見をなくすため、人権尊重の精神を培い、実践的態度を育成することである。そのためには、児童生徒の発達段階に応じ、差別の問題に関して知的理解を深め、人権感覚を身に付けた態度や行動がとれるようにしなければならない。

【人権教育を推進するための観点】

- 人権感覚を身に付ける
 - ・ 基本的人権の尊重が、社会生活の基本であることを自覚し、望ましい人間関係を築く。
 - ・ 科学的・合理的な見方や考え方を育て、差別を見抜く力を養い、社会的な判断力を身に付ける。
 - ・ 利己的・排他的な考えによる狭い仲間意識を越えた強い正義感を身に付ける。
- 態度や行動に現すことができる。
 - ・ 強い意思と自主自立の精神を養い、よりよく生きようとする主体的な態度を身に付ける。
 - ・ 職業に対する偏見をなくし、差別のない確かな勤労観・職業観を身に付ける。
 - ・ 確かな学力を培い、主体的に学ぶことのできる意欲や態度を身に付ける。

2 人権に関する重要課題への学校での対応

○ 同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）に関する人権教育を推進するためには、何よりも指導する教職員が資質の向上に努め、感性を磨き、豊かな人権感覚を身に付けることが大切である。そのためには、計画的・体系的な教職員研修を実施し、意識の高揚と資質の向上を図る必要がある。また、学校はこれまでの同和教育の成果と、平成 28 年に公布された「部落差別の解消の推進に関する法律」、令和 2 年 1 2 月に一部改正された「部落差別を解消するための教育基本方針」（愛知県教育委員会）の趣旨を踏まえ、児童生徒の発達段階や地域の実態に即して、「同和問題（部落差別）の正しい理解のために」（愛知県教育委員会）等を活用しながら、基本的人権の尊重を基盤とした実践的態度の育成を図り、差別や偏見をなくし、明るい社会を実現していく意欲と実践力を身に付けた児童生徒の育成に一層努める必要がある。

○ 女性

男女平等と人権の尊重についての認識や価値観は、幼児期からの成長過程で形成される。このことを踏まえ、発達段階に応じて男女共同参画社会の大切さを理解させ、男女が互いの個性や能力を尊重し合い、相互の深い理解と信頼のもとに協力して行動する心や態度の育成を図る。

また、ドメスティック・バイオレンスについては、子供の前での暴力が子供の心に傷を与える虐待であることを踏まえるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、配偶者に対して被害者の子への接近禁止命令を発することができることに留意して、適切に対応したい。

○ 子供

「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、児童生徒の人権に配慮し、一人一人を大切にした教育活動に努めるとともに、発達段階に応じた指導を通して、基本的人権の精神の^{かんよう}涵養を図る。

いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題である。この問題の解決には、児童生徒の個性を生かす教育を行うとともに、体験的活動や集団活動等を通じた実践的な教育を行い、児童生徒一人一人が自分の人権とともに、相手の人権も尊重する態度を身に付けるなど、社会性の育成に努めることが大切である。不登校、社会生活への不適応等の課題に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、児童生徒や保護者のための相談活動を充実させる必要がある。児童虐待については、早期発見と早期対応に努め、児童相談所をはじめとする関係諸機関等と連携して、より一層適切に対応したい。

また、性犯罪・性暴力は、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えるものである。決して児童生徒を加害者・被害者にしてはならない。そのために、文部科学省が内閣府と共同で作成した教材や指導の手引等を活用し、「生命（いのち）の安全教育」を推進することが大切である。性被害に遭った児童生徒には、児童相談所、警察等の関係機関の協力を得て対応することが有効である。

○ 高齢者

社会の高齢化が進む中で、高齢者の「自立」「社会参加」「介護」「自己実現」「尊厳」の国連5原則を理解することが大切である。さらに、学校においては、主に社会科や道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等において高齢者に対する尊厳や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に対する基礎的理解や介護・福祉等の課題に関する理解を深める教育を推進する必要がある。

また、伝統と文化を尊重する教育を推進するために高齢者から教わる活動やボランティア活動等を通して、相互に理解を深め尊重し合う取組を促進することも大切である。

○ 障害者

ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある子供の障害の状態や教育的ニーズに応じた教育内容・方法の改善、充実を図ることが必要である。そして、将来の自立と社会参加に向けた基礎的、基本的な知識、技能を修得できるように、障害に応じたきめ細かな支援をすることが重要である。また、障害のある人に対する理解と認識を深めるため、学校間や地域における交流及び共同学習やボランティア活動をはじめとする体験活動を促進したい。

○ 外国人

近隣に住む外国人の増加に伴い、言語・価値観等の違いによる誤解や相互理解の不足による外国人に対する人権問題が生じている。また、戦前からの歴史的経緯を背景にもつ在日韓国・朝鮮国籍の人々への差別や偏見も存在している。学校では、諸外国・地域の人々の生活や文化を理解し尊重するとともに、我が国の文化と伝統を大切にす態度の育成を重視していく必要がある。

外国人児童生徒や帰国児童生徒とその他の児童生徒を一体的に捉え、相互啓発を促すことにより、多文化共生意識を醸成し、異文化理解の深化が図られるような国際理解教育を推進していきたい。

○ 性的少数者

性的少数者の児童生徒は、自らの性自認や性的指向に対する無理解や差別による悩みを抱えている。性的少数者への教職員及び児童生徒の理解を促進するとともに、当該児童生徒の悩みを把握した際には、当該児童生徒の心情に十分配慮し、個別の事情に応じてきめ細かな対応をするなど、支援の充実を図っていくことが必要である。

○ 感染症患者等

新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者、医療従事者、その他社会機能の維持に当たる方やその家族等に対する差別や偏見につながるような行為は、不適切であり、断じて許されないものである。そこで、全ての教職員は、公的機関が提供する正しい情報に基づく適切な行動を心がけるとともに、児童生徒等に対して、誰でも感染者や濃厚接触者になる可能性があることをホームルームや集会等の機会に繰り返し指導することが重要である。

○ 様々な人権をめぐる問題

人権に関する問題は多岐にわたり、犯罪被害者等、ホームレス、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、婚外子に対する差別や偏見、北朝鮮当局による拉致問題、人身取引、ハラスメント、災害に伴う人権問題がある。特にインターネットによる電子メールやWebページ、電子掲示板やSNS等を利用した差別的情報掲示、個人情報の流出、プライバシーの侵害等の問題については、情報の収集・発信における個人の責任を理解させた上で、人権に配慮した情報モラル教育の充実を図ることが必要である。

3 学校における人権教育の推進

(1) 教育活動全体を通して計画的に進めよう

人権教育を具体化するためには、まず、児童生徒の実態や地域の実情、それぞれの学校の教育的課題に応じた人権教育の基本方針を立てる必要がある。そして、この基本方針の実現を目指すために、それぞれの教科等がどのような役割を分担すべきかを明らかにした人権教育の全体計画を作成する。その上で、児童生徒の発達段階を踏まえ、系統的かつ発展的な指導をしていくための具体的な指導計画を作成していく必要がある。

(2) 人権教育の推進体制を確立し、研修の充実を図ろう

人権教育を推進していく基礎は、全教職員が豊かな人権感覚を身に付けていくことである。そのためには、研修に関する企画立案、年間指導計画の策定や実践の点検・評価の取りまとめ等を担う推進体制を確立していく必要がある。そして、日常の教育活動の様々な機会や場面で、人権教育を実践できる資質と能力を身に付けるための研修を充実していくことが大切である。

(3) 人権問題を自らの教育課題とし、日常の指導の充実を図ろう

人権教育を推進するに当たっては、教職員一人一人が、様々な差別や偏見に関わる事象を通して、人権問題を自分の課題として敏感に捉え、人権を尊重した言動を率先して行うとともに、児童生徒が互いの人格を認め合えるような教育活動を日常的に展開する必要がある。

また、人権に関する先進的な取組をしている学校や研究指定校等の実践的な取組や研究の成果を参考にして、指導方法・内容の改善や充実にも努めることも大切である。

(4) 家庭や地域社会との連携を図ろう

人権教育を一層充実するために、家庭や地域社会との連携・協力を図り、それぞれの教育機能を十分に生かすとともに、人権教育の正しい認識と理解が一層深まるよう、授業公開を実施したり、人権教育の取組を紹介したりするなど、教育・啓発活動に努めることが大切である。

(5) 持続可能な社会の構築に積極的に取り組もう（ESDを通じたSDGsの達成）

持続可能な社会の構築に向けて、学校における人権教育においても、単に知的理解にとどまることなく、体験的な活動も取り入れながら人権感覚を高めるとともに、他者との関係性、社会との関係性を認識できるようにすることが大切である。

(6) キャリア教育の充実を図ろう

人権教育においては、確かな勤労観・職業観を育てるとともに、児童生徒が将来の見通しをもって「生き方」を学ぶことが大切である。そのために、自己理解を深め、他者の多様な個性を理解し、互いに認め合うことができる態度を身に付けさせたい。

4 人権教育の指導の充実

(1) 学校教育において指導の充実が求められる人権尊重の理念をもとう

自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること

（「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」平成20年3月 文部科学省）

(2) 実践力を育成しよう

教員が一方的に指導するのではなく、児童生徒一人一人が人権問題について自ら考え、互いに関わり合いながら、それぞれが異なる意見をもっていることに気付くようにしたい。その上で、授業で身に付けた価値を知識で終わらせず、行動に移していく態度や技能を育成することが大切である。また、そのための場の設定をするなどの手だてを講じることも効果的である。

(3) 参加体験型学習を取り入れよう

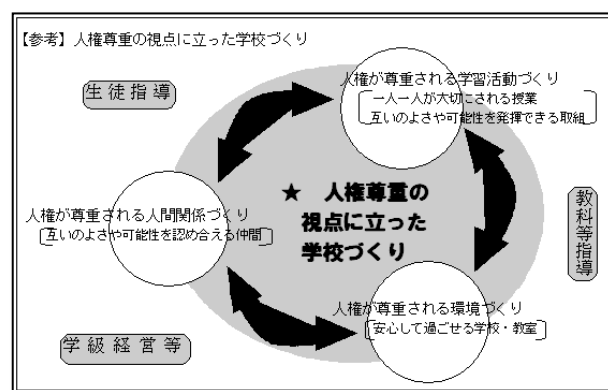
参加体験型学習とは、以前より人権教育において広く行われてきた学習形態である。児童生徒が主体的に学習に参加し、他者の意見を傾聴し、他者の思いに共感することで、他者を尊重し、自分自身の行為に対して責任を負おうとする人権感覚を伴った実践的態度を培うことを目的としている。ロールプレイング、シミュレーション、ドラマ等多種多様な手法がある。

5 人権教育の指導の実際

(1) 人権教育の基礎的な指導を充実しよう

ア 確かな学力を育てよう

人権教育の基本は、各教科の目標や特質を踏まえて、人権尊重の精神に立脚し、社会に対する正しい見方や考え方を育て、豊かな人間性を養うことである。それには、全ての教科等で児童生徒の確かな学力を養うことが大切である。こうした学力が土台になって、人権に対する認識を深め、差別や偏見を許さない態度を養い、正しく判断し行動する力を育てることになる。



（「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」平成20年3月 文部科学省）

イ よりよい学級づくりに努めよう

互いを一人の人間として尊重し合い、相手の立場に立った言動がとれる温かい人間関係をつくり上げていくことが重要である。そのために、一人一人の願いや考えを大切にし、友達の悩みや問題を全員の問題として捉え、共に解決していこうとする公平・公正な態度や強い正義感を育て、心を開いて話し合うことのできる学級集団づくりに努めていくことが必要である。

ウ 人権尊重の精神に基づいた生徒指導に心がけよう

生徒指導においては、児童生徒の出生地や国籍、身体状況、性別、保護者の職業等によって差別しない人権尊重の精神を指導上の基盤としなければならない。そして、不合理な差別意識を与えないような配慮のもとで、存在感や充実感を味わうことのできる取組が必要である。各学校において実施すべき取組の一例として男女混合名簿の導入がある。社会的に男女共同参画が進んでいる中、学校においてもジェンダー（社会的性別）の視点に立って意識改革、慣行の見直しを進めていかなければならない。さらに、性的少数者の児童生徒に対しては十分な配慮をし、適切な対応をする必要がある。

また、児童生徒への指導において、児童生徒の意に反した性的・差別的な言動を行い、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに該当することのないよう、児童生徒の人権を尊重し、心身の発達段階等に十分配慮することも大切である。

(2) 人権尊重の精神を培う学習を進めよう

人権教育の効果をあげるためには、全体計画・年間指導計画に基づいて、各教科等と関連付けながら児童生徒の発達段階に応じた系統的な学習を進めることが大切である。指導に当たっては、単なる知的理解にとどまることなく、体験的な活動を取り入れたり、効果的な教材の選定・開発に努めたりするなどして、児童生徒の五感に訴え、心を揺さぶり、より確かな人権尊重の精神の定着を図る必要がある。

ア 国語科の文学教材を通して、人権意識を形成する土台を育てよう

生命の尊さ、心の優しさ、愛の美しさ、人間の友愛や連帯を描いた作品等を読み味わうことによって、人間の尊厳や自己の生き方について考えたり、見つめたりすることができ、人権意識を形成する土台を育てることになる。

イ 人権についての正しい認識を培う社会科の授業を充実させよう

同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題についての正しい認識を系統的に学習する場として、社会科が果たす役割は大きい。指導に当たっては、事実や事象についての単なる知的理解だけでなく、厳しい差別の中でも人間らしい生活を求め前向きに生きてきた姿を共感的に捉えさせ、社会における差別や偏見の不当性・不合理に気付くよう支援することが大切である。

【社会科における人権教育の目標】

- 基本的人権の尊重が民主的な社会生活の基本であることを理解する。
- 人権問題の課題の一つである同和問題（部落差別）については、歴史的・社会的な背景を科学的に認識し、現代における重要な課題として、その解決に意欲的に取り組む実践的態度と能力を身に付ける。

ウ 人権教育の尊重を培う道德教育及び特別活動の指導を充実させよう

道德教育の目標には、「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うこと」とある。この目標を達成することは、児童生徒の心の中に確かな人権意識を育んでいくことに他ならない。

【道德教育の指導事例】

- ・ 障害者に対する差別や男女差別等の人権に関する重要課題、個性や多様性の尊重等の題材について話し合うことにより、人権についての知識や実践的態度を培う。

特別活動では、学級や学校生活における集団活動や体験的な活動を通して、一人一人のよさを互いに認め合うことができる態度を培うことが大切である。

【特別活動の指導事例】

人権に関する意見発表や福祉体験等の発表、講演会、人権劇や映画・ビデオ視聴、異年齢交流等を通して、人権意識を育成する。

- ・ 福祉体験活動
文化祭等の学校行事の際に車椅子、手話、点字、高齢者疑似体験等の活動を行い、介助する側、される側の両方の立場に立ち、互いの思いを共感的に捉える。
- ・ 異学年交流活動
児童会・生徒会活動等において、異学年が交流する活動を計画し、主体的に活動する力や互いを思いやり、行動する力を高める。

エ 総合的な学習の時間を通して、人権意識をより確かなものにしていこう

各教科等での人権尊重の精神を培う学習を関連付け、横断的・総合的に扱っていくことは効果的である。特に、ボランティア活動や高齢者・障害のある人々との交流等、体験活動の充実を図ることによって、より豊かな人間性を育成することは大切である。

【総合的な学習の時間での指導事例】

- ・ 障害者、高齢者、幼児等、様々な人々と触れ合う体験活動を通して、その存在のすばらしさに気づき、共に生きる姿勢を確かなものにする。〔人権・福祉〕
- ・ 外国の人たちとの交流等の体験活動や調査活動を通して、人種や国境を越えた人間尊重の精神を育む。〔人権・国際理解〕

【人権に関する国及び県の法律・計画等】

国	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」	(平成 12 年 12 月)
	「人権教育・啓発に関する基本計画」	(平成 14 年 3 月)
	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」	(平成 16 年 6 月)
	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕」	(平成 18 年 1 月)
	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」	(平成 20 年 3 月)
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	(平成 28 年 4 月)
	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」	(平成 28 年 6 月)
県	「部落差別の解消の推進に関する法律」	(平成 28 年 12 月)
	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」	(令和 3 年 3 月)
	「あいちの教育ビジョン 2020」	(平成 28 年 2 月)
	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」	(平成 31 年 3 月)
	「部落差別を解消するための教育基本方針」	(令和 2 年 12 月一部改正)
	「あいちの教育ビジョン 2025」	(令和 3 年 2 月)

第4章 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を構築していくために必要不可欠なものであり、更に発展させていくことが重要である。

1 多様な学びの場を整備し、適切な指導及び必要な支援をしよう

(1) 特別支援学級

特別支援学級では、教育課程を児童生徒の実態に応じて編成できるなど、きめ細かな対応が可能である。指導に際しては、児童生徒一人一人の障害等に十分配慮し、自立と社会参加に向けて、児童生徒自身の主体的な取組になるよう支援を行うことが大切である。

また、特別支援学級担当教員は指導方法の研さんに努めるとともに、各校における特別支援教育のアドバイザーとして、他の教職員への指導助言や啓発活動に当たることが大切である。

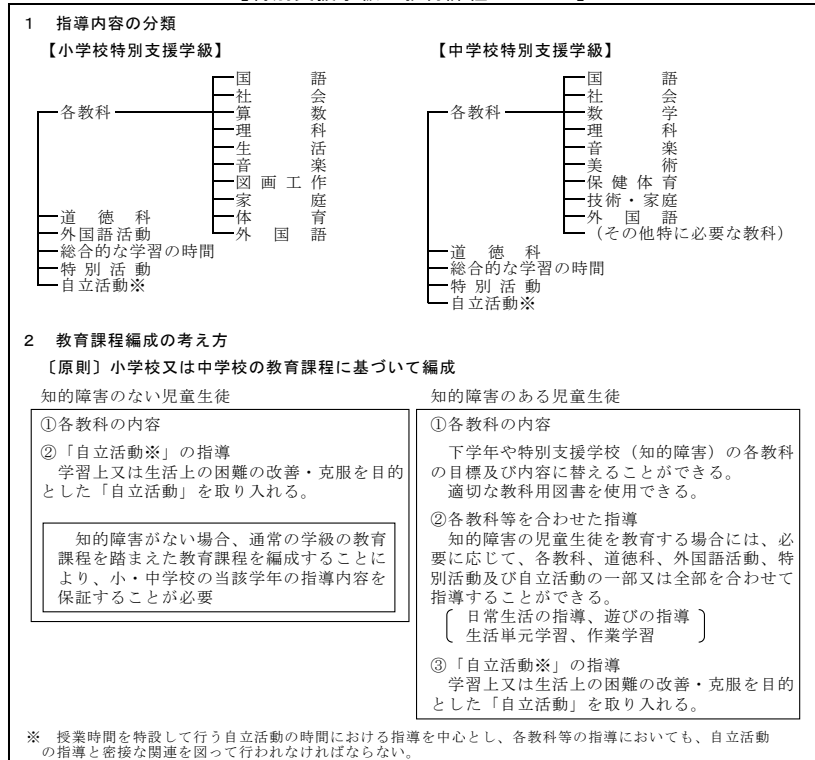
ア 教育課程の編成と教科書の使用

小・中学校の学習指導要領に基づき、当該学年に準ずる教育課程を基本とするが、特に必要がある場合は児童生徒の実態に応じて特別の教育課程を編成することができる（学校教育法施行規則第138条）。その場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示される自立活動を取り入れる。

また、児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科

の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成する。なお、教科書については、障害に応じた教科書や絵本等の一般図書を使用することもできる（学校教育法附則第9条、学校教育法施行規則第139条）。

【特別支援学級の教育課程について】



イ 各教科等の指導

- **各教科**
体験的な活動を重視して児童生徒の興味・関心を生かしつつ、自主的・自発的な学習を促す。また、基礎・基本を重視した学習を徹底し、内容の定着を図る。
- **道徳科**
身近な課題を取り上げ、具体的な活動を通して、道徳性を養う。
- **外国語活動**
外国語の音声やリズムに慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。
- **総合的な学習の時間**
生活単元学習との目標及び内容の違いに留意しつつ、自ら学び、自ら考える力等の生きる力を育成するために、教科・領域の枠を越えて横断的・総合的な学習活動を行う。
- **特別活動**
他の学級や学年と共同で活動すること等により、少人数から生じる種々の制約を解消し、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- **自立活動**
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の自立活動の内容として示された「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の中から必要となる項目を選定し、個別の指導計画を作成するなどして、適切な指導を行う。

ウ 各教科等を合わせた指導（知的障害のある児童生徒に設定することができる）

- **日常生活の指導**
衣服の着脱、排せつ、挨拶、決まりを守ること等を日常生活の流れに沿って実践的な場所で反復練習し、望ましい生活習慣の形成を図る。
- **遊びの指導**
遊びを学習活動の中心に据えることにより、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促す。
- **生活単元学習**
児童生徒の実生活に必要な事柄等を取り上げて単元を構成し、生活場面における課題を体験的・総合的に学習する中で、自立的な生活に必要な知識・技能を身に付けるとともに、生活上の望ましい習慣・態度を養う。
- **作業学習**
製作的・生産的活動等を通して、職業生活や家庭生活に必要な基本的知識・技能を身に付けるとともに、勤労を重んじる態度を養い、進んで社会生活に参加していく能力を培う。

(2) 通級による指導

通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒に対しては、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に応じた「特別の指導」（自立活動の指導等）を「特別の指導の場」（通級指導教室）で行うことができる。

ア 通級による指導の形態

- ・ 自校通級 ……通級指導教室の設置校に在籍する児童生徒が通級する。
- ・ 他校通級 ……通級指導教室の設置校に他校の児童生徒が通級する。
- ・ 巡回による指導 ……通級指導教室の担当教員が、他校に出向いて指導する。

イ 通級による指導の対象となる障害

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、その他※

※その他：肢体不自由、病弱・身体虚弱

ウ 実施上の留意点

- ・ 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示される自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行う。特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。
- ・ 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし（週1～8単位時間程度）、児童生徒の負担が過重にならないよう、時間や日程等を調整する。また、通級による指導により通常の学級での学習等に遅れが出ないよう配慮する。
- ・ 通級による指導担当教員は、通常の学級担任や保護者等と情報交換を密にし、理解と協力を得ながら指導を進めるとともに、通常の学級で指導する配慮事項等の助言をする。

(3) 通常の学級

幼稚園及び小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別な教育的支援はとても重要である。こうした幼児児童生徒の指導については、従来の経験等に頼る方法だけでは適切な対応が難しい。障害についての正しい理解のもとに一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、保護者、専門家、医療機関等との連携を図りながら実態把握に努め、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが必要である。

2 校（園）内支援体制を充実させよう

(1) 校（園）内委員会等の活性化

各学校（園）においては、校（園）内に特別支援教育に関する校（園）内委員会等を設置し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校（園）長のリーダーシップのもと、全校（園）的な支援体制を確立する必要がある。

- 障害の特性や、支援の方法に関する研修を推進し、全教職員の理解の促進を図る。
- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態を的確に把握し、個々のニーズに応じた支援の方策を具体化し、全教職員が共通理解しながら支援に取り組む。

(2) 特別支援教育コーディネーターのリーダーシップ

特別支援教育コーディネーターを中心に、幼小中高間や地域の特別支援学校並びにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを始めとした専門家や関係機関と連携して、障害のある幼児児童生徒への支援に当たる。特別支援教育コーディネーターは、主に、校（園）内委員会・校（園）内研修の企画・運営、関係機関・学校（園）との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担い、各学校（園）における特別支援教育を推進するに当たり、リーダーシップを発揮することが望まれる。

3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成及び引継ぎをしよう

個別の教育支援計画とは、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成されるものである。その内容の検討に当たっては、保護者や関係機関と連携して進める必要がある。また、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて提供される合理的配慮の内容を明記することが望ましい。

個別の指導計画は、個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画である。

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用する。また、通常の学級に在籍する、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒の指導に当たっても、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成することとし、活用に努める。

なお、個別の教育支援計画等は、継続的に適切な指導及び支援を行うことができるよう、幼稚園等から小学校への就学、小学校から中学校への就学、中学校から高等学校等への進学、さらに転学や就労の際に、本人や保護者の同意を得て、引き継いでいく必要がある。

「合理的配慮」とは

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

（「障害者の権利に関する条約 第二条 定義」平成18年12月 国連総会において採択）

※ 合理的配慮については、設置者・学校（園）と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点で踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。

4 交流及び共同学習を計画的・組織的に進めよう

交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒にとっても、障害のない幼児児童生徒にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるなど、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むための絶好の機会でもあることから一層推進していく必要がある。幼稚園及び小・中学校と特別支援学校、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習の実施については、各学校（園）において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

5 保護者と共通理解を図ろう

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導を効果的に行うためには、家庭との連携は欠かせない。特に、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に当たっては、保護者との密接な連携が求められる。したがって、幼児児童生徒の指導について理解と協力を得るためにも、日頃から保護者と信頼関係を築いておくことが必要である。

- 連絡帳や学級通信等で日々の学校（園）生活の様子を伝えたり、保護者会、家庭訪問等で個々の幼児児童生徒の指導内容・指導方法を具体的に示したりして、保護者の理解と協力を得るように努める。
- 保護者参加の行事を通して、保護者同士の交流を図るとともに、学校（園）での幼児児童生徒の様子を参観する機会を多く設定し、個々の幼児児童生徒についての共通理解を深める。
- 教育や療育に関する情報を保護者に紹介し、理解と啓発の促進を図る。

6 研修等に参加し、指導力を高めよう

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導に当たっては、教職員の特別支援教育に関する専門的知識や教職員全体の共通理解が必要である。そのために、校（園）内研修を充実させたり、特別支援学校のセンター的機能や研修会を活用したりするなどして、教職員の専門性を向上させる必要がある。また、必要に応じて関係機関や各種団体が実施する研修等に積極的に参加して、指導力を高める必要がある。

7 ICTを活用しよう

障害の状態や特性、それに伴う学びにくさは、多様かつ個人差が大きく、障害のない児童生徒以上に個別最適化した学びを充実させる必要がある。

＜活用例＞

- 読み上げソフトにより、文字情報を音声情報に変換する。
- 拡大表示や白黒反転表示により、自分にとって見やすい表示にする。
- 音声認識文字変換ソフトにより、音声情報を文字情報に変換する。
- 学習ソフトにより、抽象的な事柄を視覚的に理解しやすくする。

第5章 へき地・小規模校教育

へき地校、小規模校では、豊かな自然環境や心温かい地域の人々に支えられ、「地域に根ざした教育」「少人数を生かす教育」に焦点を当て、「地域に開かれ、地域に学ぶ教育」の実践や「一人一人の個性を生かし、伸長する教育」の実践が積極的に進められている。

これまでの研究・実践を基盤に、学校・家庭・地域との深い関わりの中で、児童生徒に「主体的に判断し、行動する実践力」「豊かな人間関係を築いていく心」「たくましく生きるための健やかな体」等の「生きる力」を育みたい。そして、児童生徒の地域を愛し、地域の発展を願う心や、地域社会に貢献する行動力を育成する。

1 へき地校、小規模校の特性を生かした学校・学級経営

(1) 家庭・地域社会との連携を深め、共に歩む教育をしよう

【生かしたい特性】

学校に対する家庭・地域の関心が高く、協力的であることから、家庭・地域と連携した教育を推進しやすい。

へき地校、小規模校に対する家庭・地域の関心は高く、各学校では家庭・地域と連携を図った教育活動が行われている。地域に根ざした活動を展開して児童生徒の豊かな心を育むためには、更に密接な連携を図り、学校と家庭・地域が協力してそれぞれの教育力を高めていくことが必要である。そのために、教員は家庭・地域の人々の願いを把握し、積極的に家庭・地域に働きかけて、地域と共に教育活動を推進し、学校への理解を深める活動を展開することが大切である。

また、児童生徒の様々な体験活動に地域講師による講話や実技指導を取り入れるなど、地域の人材を積極的に生かすことは、地域に根ざした教育活動を推進する上で大きな教育効果が期待できる。家庭・地域と連携し、共に歩むことのできる「開かれた学校」を目指していく。

(2) 地域の豊かな自然環境・伝統文化を教育活動に生かそう

【生かしたい特性】

豊かな自然環境・地域の伝統文化等を活用することで、多様な教育活動を創造できる。

へき地校、小規模校は、自然環境や伝統文化に恵まれた地域に立地していることが多いことから、以下のような地域の特性を生かした多様な教育活動を創造していくことが大切である。

- 児童生徒が地域の自然や伝統文化の中から学習課題を見付け、自ら課題を追究していく活動を設定し、地域を愛し、発展を願う心や地域に貢献しようとする行動力を養う。
- 「親子ふれあい活動」「お年寄りとの交流会」「地域講師を招いての学習活動」等、地域の人々と共に活動する場を設定し、地域の人々の願いを知るとともに、地域を愛する心や公共心を育てる。
- 地域の豊かな自然に触れ、地域の人々と共に「自然保護活動」に取り組むことで、地域の自然を愛し、守っていこうとする豊かな心情を育てる。
- 地域の伝統文化に携わる人々を招き、実演を見たり、実技指導を受けたりするなど、「地域の伝統文化の継承活動」を積極的に取り入れ、伝統文化に対する理解を深め、継承の気運を高める。

(3) 少人数を生かした実践を展開しよう

【生かしたい特性】

- ・ 個に応じた指導や支援をしやすい。
- ・ 教職員が一体となって教育活動に取り組みやすい。
- ・ 全校活動や異学年合同の活動、縦割り活動等の合同学習を組織しやすい。
- ・ 集合学習や交流学习等、学校の枠を越えた交流を図りやすい。

少人数を生かし、児童生徒一人一人の実態を十分把握したよりきめ細かな指導が可能である。個々の学習の記録や生活の記録等をもとに、児童生徒の情報を教職員間で共通理解する時と場を設定し、教職員が様々な視点から児童生徒を捉えることが必要である。

一方、少人数であっても、一人一人が言葉できちんと伝えられるよう、発問の工夫や学習のルールづくりを含めた教員による支援の在り方を重視する必要がある。また、集合学習や交流学习等においては、複数校の児童生徒が一緒に学ぶことを通して、自主性や社会性を伸ばし、温かく豊かな人間関係を築いていく場を意図的に設定することが大切である。

2 へき地校、小規模校、複式学級を有する学校の創意を生かした指導計画

(1) 一人一人を見つめた指導計画を作成し実践しよう

児童生徒一人一人を伸ばすためには、地域や学校の特色を生かすとともに、学習指導の充実を図る必要がある。特に、複式学級を有する学校では、各教科等の特性を踏まえ、「繰り返し一本案」（両学年の内容を1年間で学習できるように教材を精選して構成し、2年間繰り返す：同単元同内容異程度）や「A B年度二本案」（両学年の内容を2年間に平均して配分し、同時に同じ内容・同じ目標で指導：同単元同内容同程度）等、指導計画の作成を工夫する。

指導計画の作成に当たっては、上・下学年の学年差や個人差を十分考慮し、少人数を生かして、児童生徒一人一人の個性や能力に応じた指導計画を作成する。また、豊かな自然環境や伝統文化を生かした体験的な学習を積極的に取り入れることも考慮する必要がある。

なお、数年先までの児童生徒数を的確に把握し、複式学級・単式学級の指導計画を作成する必要がある。また、次年度に複式準備学年になっている学年や初めて複式学級を有する学校については、次年度使用教科用図書需要数にも留意する。

(2) 学級や学校の枠を越えた学習の場を設定しよう

極小規模化が進んでいる学校では、社会性の伸長が実現しにくい傾向がある。この点を克服するために、複数の学級や学校間の合同学習・集合学習・交流学习で積極的に交流を進め、相互に連携を深めながら、より広い視野に立った教育活動を展開していく必要がある。こうした工夫により、児童生徒が大きな集団の中で自己を見つめ直し、温かな人間関係を築いていく力を伸ばしていきたい。例えば、集合学習で、同じテーマについて調べた結果を発表し合ったり、学習姿勢や学習状況について学び合ったりすることも効果的である。

このような活動においては、事前に担当者が指導計画を検討し、学習のねらいや内容に応じた学習形態を工夫することが大切である。チーム・ティーチング等の指導法や視覚に訴えるマルチメディア教材等を積極的に取り入れ、効果的・効率的な指導を行うことが大切である。

(3) その学校、その地域ならではの特色を積極的に生かそう

へき地校、小規模校では、地域の自然環境や伝統文化を、その学校にしかない特色として指導計画に積極的に位置付け、児童生徒の自立心や社会性の育成に効果をあげている。地域のニーズに応え、児童生徒の将来を見据えた特色ある指導計画の作成に努めたい。

3 少人数を意識した学習活動

(1) 自ら学習する態度を育てよう

少人数の学級では、一人一人の知識や技能、興味・関心、考え方、体験、学習のスタイル等の違いを捉えやすく、個に応じた指導もしやすい。また、複式学級では、児童生徒が自力で課題に取り組む場面も多い。こうした状況から、児童生徒が主体的に課題を見付け、解決することを通して、学ぶ喜びや楽しさを味わい、追究力を高める指導や支援を心がけることが大切である。さらに、小学校の複式学級での間接指導の場面で、児童がガイド役となる「ガイド学習」等の方法により、児童同士で学ぶことができるようにする取組にも着目したい。

少人数の学級での学習が主体的に進められるようにするためには、児童生徒の実態にどのような違い（体験の違い、知識や技能の違い、興味・関心の違い、考え方の違い、学習スタイルや速度の違い等）があるかを把握し、個に応じた支援の在り方について研究を進めていくことが必要である。

(2) 関わりを仕組み、個が生きる学習にしよう

児童生徒一人一人の追究力を高め、生かしていくには、様々な関わりの中で自分の考えを見直したり、追究の意欲を高めたりする場を設定することが効果的である。そこで、「人・もの・こと」との関わりに着眼した学習を進める。例えば、集合学習や交流学习等で「人」と、地域の素材や伝統文化等の学習で「もの・こと」と関わる場を意図的に設定して、学びの価値を自覚できるようにしたい。

さらに、児童生徒が自身の成長を自覚するために、学習の振り返りの場を位置付ける。成長の自覚が自信につながり学習意欲が高まるとともに、表現力を養うこともできる。

4 へき地校、小規模校、連携型中高一貫教育校における特色ある教育活動

【へき地校における特色ある教育活動例】

- ・ 「棒の手」 地域の方に技能や由来を教えていただいたり、行事等で披露したりすることを通して、伝統芸能を継承する気持ちや地域を愛する心を育んでいる（小学校）。
- ・ 「ICTの活用」 クラウドやオンラインを活用した健康観察や授業だけでなく、他校との交流、ふるさと学習、キャリア教育等、学校外との学びも深めている（中学校）。

【小規模校における特色ある教育活動例】

- ・ 「全校給食」 全児童と教職員がホールに集まって給食を食べる。縦割り班で一つのテーブルを囲み、高学年が低学年の様子を見守る。まるで家族のような一体感が生まれている（小学校）。
- ・ 「保小中連携健康教育」 夏休み期間のラジオ体操、月に一度のノーメディアデーの実施等、地域全体で健康推進に取り組んでいる（小学校・中学校）。

【連携型中高一貫教育活動例】

- ・ 「交流授業」 高校教員が中学校でティーム・ティーチングを行うことで、専門的な知識に触れ、進路選択に向けた意識が高まる。また、連携校へ目標をもち、主体的に進学することができる。
- ・ 「部活動交流」 中学生と高校生で試合を行ったり、高校生から指導を受けたりすることで、自分の技術を磨こうとする意欲が高まる。

【地域の素材を生かした活動】

- (メリット)・豊かな自然や伝統ある文化との触れ合い
 ・児童生徒の学習意欲の高揚
 ・特色ある学校 ・学級づくり
 (ポイント)「人・もの・こと」等の情報の集積と積極的活用

【地域の人材を生かす活動例】

- ・「地域の先生」に学ぶ
 ・地域の人の取組に学ぶ
 ・地域の人と関わりながら学ぶ
 ・地域を訪れる人に学ぶ

「ふるさと 出会いの創造」に向けた実践

へき地の児童生徒の課題である「新たな人・もの・こととの出会いが少ないこと」を克服し、ふるさとを愛する心と態度を育むために、地域や県内の教育資源（人・もの・こと）を生かして「学びの場」「交流の場」「体験の場」を設定し、地域の実情に合わせた学習活動・体験活動を充実させていく。

【学 び の 場】

主な活動

- ・音楽科や保健体育科等における合同学習や集合学習
- ・総合的な学習の時間等におけるICTを活用した遠隔地の学校との交流
- ・地域素材を生かした学習
- ・文化・芸術鑑賞

【交 流 の 場】

主な活動

- ・都市部の児童生徒との交流
- ・へき地・小規模校の児童生徒との交流
- ・へき地間のネットワークづくり
- ・地域の人々との交流

【体 験 の 場】

主な活動

- ・都市体験学習
- ・都市分散研修
- ・伝統文化の体験
- ・伝統文化の保存・伝承
- ・自然保護活動

5 へき地で学び、へき地から発信する

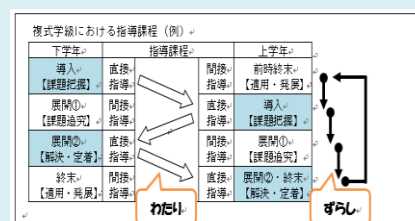
へき地の児童生徒が、身の回りの「人・もの・こと」から学んだことは、児童生徒自身の生活の一部として定着し、生涯にわたって生きて働く力となる。また、地域素材や人材を生かした学習、一人一人を生かす学習等の実践は、児童生徒の「生きる力」を育むために多くの学校が取り入れようとしているものばかりである。へき地教育の取組やその成果を積極的に発信したい。

6 教員の力量を高める研修

へき地教育は、へき地の学校・教員の主体的な研修と取組に支えられている。それは、児童生徒一人一人の個性を捉え、個の思考を広げ、深めることが基本となっており、その指導技術は人数の多少に関わらず全ての学級での指導に生かされるべきものである。しかし、へき地教育や複式教育に携わった経験のある教員の減少という問題もある。教員の力量を一層高めるために、下記の研修に努めたい。

- 児童生徒一人一人の個性を生かす指導計画・指導方法・評価（地域の素材・人材を生かした総合的な学習の時間等の実践、支援の個別化）の在り方
- 複式学級での指導、単式学級でも生かせる工夫や研修の機会の確保と、学習活動を無理なく効率的に行うための指導の工夫

- ※ 複式学級における算数（2学年同時の学年別指導）の指導法
 「ずらし」上学年と下学年の直接指導の課程が重ならないように指導課程をずらして組み合わせること
 「わたり」教育課程をずらすことによって教員が上学年と下学年の間を移動して直接指導すること



- ICT活用の指導技術の向上
- 少人数・複式学級の特徴を生かした学習形態（合同学習、集合学習、交流学习）の在り方
- 地域との連携を深め、地域と共に歩む教育活動（自然環境や伝統文化を取り入れた活動、地域の人材を生かした活動）の創造

愛知県教員育成指標

愛知県教育委員会では、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質・能力を明確化するために、「愛知県教員育成指標」（以下「指標」という。）を平成29年11月に策定し、令和4年3月に改正しました。

この「指標」は、平成28年11月に公布（施行は平成29年4月）された教育公務員特例法の一部改正を受けて、教員等の養成・採用・研修を通した一体的な改革を推進するため、地域の実情に応じ策定したものであり、教員等として、自分が現在どのキャリアステージにいて、どのような力を発揮する必要があるのか、次に何を目指していけばよいのかを考え、行動するための道しるべとなるものです。

愛知県教育委員会では、この「指標」を踏まえた「愛知県教員研修計画」を毎年度作成し、教員等の資質向上を推進していきます。

指標の概要

次の区分に応じて、それぞれの教員等が、どのような資質・能力を発揮し、どのような姿を思い描きながらキャリアを積んでいけばよいかを示したものです。

1 学校種及び職の範囲

学校種は小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に共通のものとし、職の範囲は「教諭」「養護教諭」「栄養教諭」及び「校長」の4種類としました。

2 「教諭」「養護教諭」「栄養教諭」の指標

(1) ステージ

教員の成長段階に応じて次の4区分を設けました。

「愛知県が求める着任時の姿」……………新規採用の教員に対し求める資質・能力

「第1ステージ」……………教員としての基盤を固める段階

「第2ステージ」……………ミドルリーダーとして推進力を発揮する段階

「第3ステージ」……………シニアリーダーとして牽引力^{けんいん}を発揮する段階

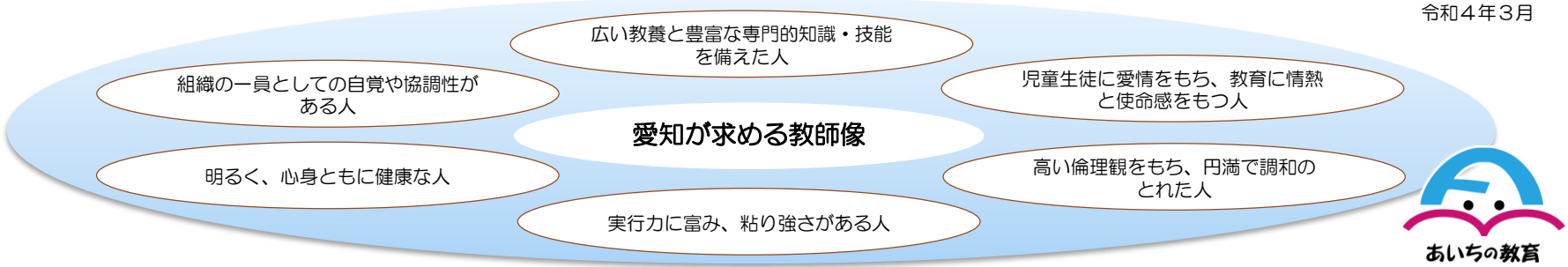
(2) 資質・能力

教員として磨いていきたい資質・能力を「素養」「指導力」「マネジメント力」の三つの大項目に分け、それぞれの大項目については、更にいくつかの小項目に分けています。

全ての職の「愛知県教員育成指標」のダウンロードはこちらから

⇒ URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyosyokuin/ikuseisihyou.html>

愛知県
教員育成指標
【教諭】



ステージ 資質・能力	愛知県が求める 着任時の姿			
	第1ステージ 教員としての 基盤を固める	第2ステージ ミドルリーダーとして 推進力を発揮する	第3ステージ シニアリーダーとして 牽引力を発揮する	

素養	教育的愛情・使命感・責任感	○児童生徒の伸びようとする姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。			
	倫理観・人間性・行動力	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れとなるような魅力的な人間の姿を追求する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。			
	自己教育力・創造的思考力	○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、常に創意工夫しながら物事に取り組んでいこうとする。			
	コミュニケーション力	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを踏まえ、共通理解を図りながら協働的に行動する。			

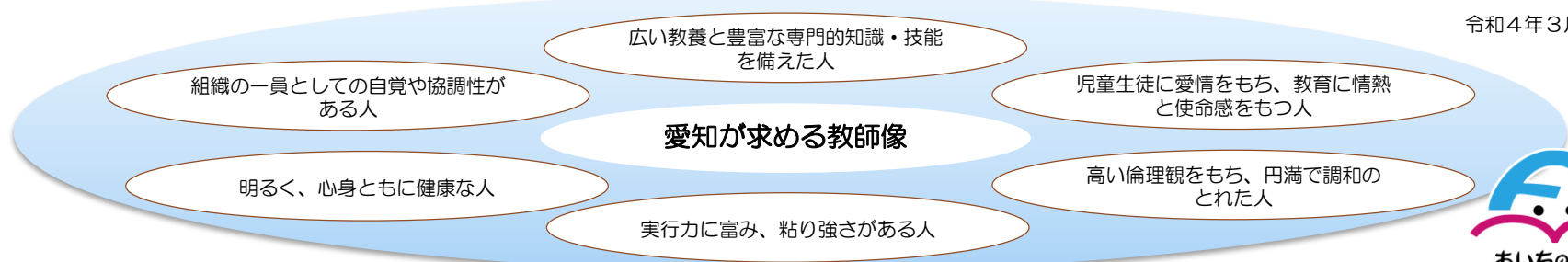
指導力	児童生徒理解	○子供の発達の段階や成長に関わる基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の意義や重要性を認識し、一人一人に愛情をもち積極的に関わろうとする。	○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心情を捉える。 ○学級・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢をもつ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の情報共有の場を設定することで、児童生徒を取り巻く状況を的確に捉え、児童生徒の理解を深める。 ○学級・学年などの集団をリードする児童生徒を養成する姿勢をもつ。	○様々な情報に基づいて児童生徒一人一人の状況や変化を的確に捉え、適切な指導方針を立て、児童生徒を理解しようとしている。 ○児童生徒が互いを尊重し、学級・学年及び学校全体をよりよくしようという意識と広い視野をもてるように促す。
	学習指導	○学習指導要領を基に、発問や板書、環境の構成などの基礎的な指導技術を身に付けたり、指導計画に従い、実践したりしようとする。	○適切な発問や読みやすい板書、ICTの活用、意図的な環境の構成などの基本的な授業力を身に付け、児童生徒の主体的な学びを引き出す指導力を培い、個別最適な学びや協働的な学びの実現に向けた授業改善に取り組む。 ○児童生徒の実態を把握し、授業のねらいを明確にして教材教具の工夫をするなど、事前の教材研究の大切さを理解して授業をする。 ○他の教員から学ぶなど自分の指導を改善しようとする。	○児童生徒の身近な社会・生活につながるような授業・単元の構想の工夫をし、ICTも活用しながら、主体的な学びを支える指導技術に習熟し、個別最適な学びや協働的な学びの実現を図る。 ○自らの授業改善、指導力向上に努めるとともに、専門性を高め、他の教員の授業に対して適切な助言をする。 ○校内研究会・校外研修会の企画・運営に携わり、校内研究体制の推進を図る。	○高い専門性を基に、周りにある教育資産や新しい指導方法、ICTを効果的に取り入れ、他の教員の模範となる主体的な学びの実現に向けた授業を行う。 ○学力向上や授業改善、授業評価などの視点を常にもち、学年や教科の授業改善をリードする。 ○学校全体の学習指導上の諸課題を把握し、校内の教育課程や授業づくりについて改善の視点で考え、組織的に実践を進める。
	生徒指導	○生徒指導及びキャリア教育の意義を踏まえ、個や集団を指導するための手だてを知り、実践しようとする。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生き方教育」「キャリア教育」とも共通する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の課題を捉えるとともに、保護者の思いを理解し、保護者や他の教職員と協力しながら組織的・継続的に児童生徒に対応する。	○学年・学校全体の児童生徒の特性や状況を的確に捉え、方針や手だてを示しながら、関係教職員や保護者と協力し、組織的・継続的に児童生徒に対応する。 ○経験を踏まえて問題提起や情報提供をしながら、経験の浅い教職員に適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携して、指導の取組方針を的確に示し、具体的に指導する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上の視点をもって、組織的な取組を促す。 ○生徒指導を組織的・計画的に行うための長期的な見通しをもち、教職員に対して指導・助言をする。 ○他の教職員の抱える生徒指導・進路指導上の問題に気付き、適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携を深め、問題解決のための体制づくりをする。
	多様性への理解と教育支援	○人権感覚をもつとともに、児童生徒の個性を尊重し、個に応じた指導・支援をする必要性を認識している。 ○特別支援教育、外国人児童生徒等教育など特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な背景を理解しようとするとともに、インクルーシブ教育の大切さを認識している。	○個の特性や背景を捉えながら、適切な実態把握をすることができる。 ○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導を計画的に推進する。 ○実践を通して、児童生徒の多様性への理解を深めるとともに、合理的配慮に基づいた指導・支援を行う。	○児童生徒一人一人の実態や特性を踏まえた上で、関係教職員と連携し、組織的な指導や支援が行えるように調整する。 ○児童生徒の多様性を理解するとともに、必要に応じて関係諸機関や専門家などとの連携を推進する。 ○教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進する。	○校内委員会など組織的・継続的な指導や支援体制を整え、学校全体の視点でインクルーシブ教育を推進する。 ○人権や個々の価値観を大切にする教育の推進者として、経験の浅い教職員の相談や助言を行う。 ○関係諸機関や専門家などとの連携を積極的に図る。

マネジメント力	学級経営・学年経営・学校運営	○理想とする児童生徒の姿や自分自身の姿をもち、その実現に向けて、実践しようとする。 ○学校教育の意義や教育に関する今日的な課題などの教育に関わる情報を積極的に得ようとしている。	○学校教育目標を理解し、児童生徒の実態に合わせ、学級経営や教科経営の方針を立て、一貫性のある指導を行う。 ○学級内における良好な人間関係づくりを行う。 ○学年主任や他の教職員と協力しながら学年経営に参画する。 ○校内組織での自らの役割を自覚し、計画的に自らの職務を遂行する。	○学年や教科、分掌などの運営の中核となつて、学校教育目標の実現に向けて工夫改善する。 ○分担された校務分掌について、目標や改善の視点を明確にして調整・実行する。 ○児童生徒同士のコミュニケーションを促進するとともに、個の特性を的確に捉え、学年や分掌における課題に応じた適切な対応策を提案する。 ○経験の浅い教職員に積極的にアドバイスをし、学校全体の組織力の強化を図る。	○学年経営や学校運営に参画し、課題の解決を図るとともに、他の教職員の学級・学年経営に適切な支援、助言を行う。 ○学校運営について創造的なビジョンの構想やプランの構築に参画し、改革意識をもって教育活動を活性化させる。
	学校安全・危機管理	○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の回りの危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。	○児童生徒の安心安全を第一に考え、危険を予見するとともに対処する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○安全に対する危機意識をもち、積極的に情報収集をし、課題を明らかにする。 ○学校の安全管理体制を点検し、課題解決に向けて積極的に提案、改善を行う。	○児童生徒の平常時の安全確保、事故などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○学校を取り巻く環境の危機管理について、学校と家庭や地域などとの協力体制を確立する。
	同僚との連携・協働	○社会人として良識ある言動をし、円滑な人間関係をつくらうとする。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的にに関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善を進める。	○チームリーダーとして、教職員一人一人のよさを引き出し、それぞれの力を生かして対応できるようにリードする。 ○互いの課題や悩みに気付き、支え合える環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。	○自らの経験を生かし、自校の課題に中心となって取り組み、組織全体の取組を改善する。 ○学校全体における教職員の特性を踏まえ、役割分担を調整するとともに、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境を整える。
	地域社会との連携・折衝	○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。 ○家庭、地域、関係諸機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わろうとする。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係諸機関と必要な連携をとったり、他の教職員の助言を受けたりしながら、適切に対処する。	○地域、関係諸機関と良好な関係を築くとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。 ○他校、異校種の教職員との連携・協力を推進する。	○家庭、地域、関係諸機関へ向けての情報発信とともに、地域資源（ひと・もの・こと）の活用を推進する。 ○家庭、地域、関係諸機関からのニーズの情報収集に努め、協働によって教育活動を推進する。 ○地域に貢献する活動を企画・調整する。

※特別支援学校においては幼稚部を含む。

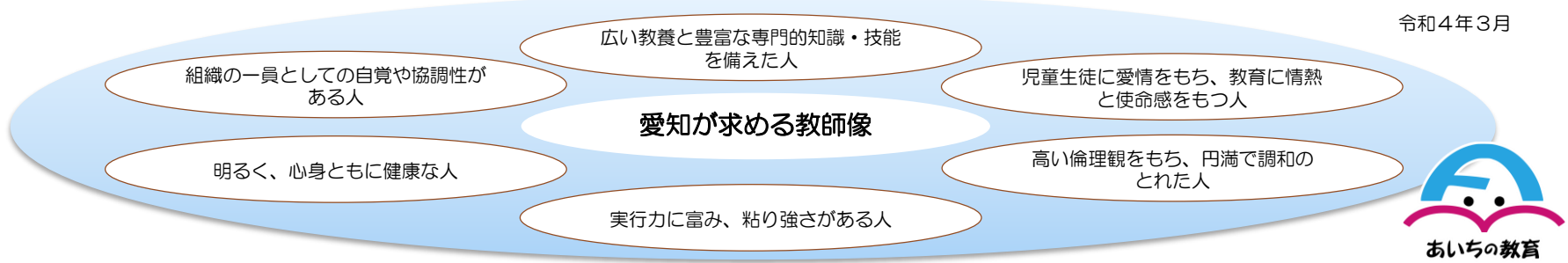


愛知県
教員育成指標
【養護教諭】



ステージ 資質・能力		愛知県が求める 着任時の姿	第1ステージ 教員としての 基盤を固める	第2ステージ ミドルリーダーとして 推進力を発揮する	第3ステージ シニアリーダーとして 牽引力を発揮する
素養	教育的愛情・使命感・責任感	○児童生徒の伸びようとする姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。			
	倫理観・人間性・行動力	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れとなるような魅力的な人間の姿を追求する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。			
	自己教育力・創造的思考力	○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、常に創意工夫しながら物事に取り組んでいこうとする。			
	コミュニケーション力	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを踏まえ、共通理解を図りながら協働的に行動する。			
指導力	児童生徒理解	○子供の発達の段階や成長に関わる基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の意義や重要性を理解し、一人一人に愛情をもち積極的に関わろうとする。	○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心情を捉える。 ○学級・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢をもつ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の情報共有の場を設定することで、児童生徒を取り巻く状況を的確に捉え、児童生徒の理解を深める。 ○学級・学年などの集団をリードする児童生徒を養成する姿勢をもつ。	○様々な情報に基づいて児童生徒一人一人の状況や変化を的確に捉え、適切な指導方針を立て、児童生徒を理解しようとしている。 ○児童生徒が互いを尊重し、学級・学年及び学校全体をよりよくしようという意識と広い視野をもてるように促す。
	生徒指導	○生徒指導及びキャリア教育の意義を踏まえ、個や集団を指導するための手だてを知り、実践しようとする。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生き方教育」「キャリア教育」とも共通する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の課題を捉えるとともに、保護者の思いを理解し、保護者や他の教職員と協力しながら組織的・継続的に児童生徒に対応する。	○学年・学校全体の児童生徒の特性や状況を的確に捉え、方針や手だてを示しながら、関係教職員や保護者と協力し、組織的・継続的に児童生徒に対応する。 ○経験を踏まえて問題提起や情報提供をしながら、経験の浅い教職員に適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携して、指導の取組方針を的確に示し、具体的に指導する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上の視点を整え、学校全体の視点でインクルーシブ教育を推進する。 ○生徒指導を組織的・計画的に行うための長期的な見通しをもち、教職員に対して指導・助言をする。 ○他の教職員の抱える生徒指導・進路指導上の問題に気づき、適切な助言をする。
	多様性への理解と教育支援	○人権感覚をもつとともに、児童生徒の個性を尊重し、個に応じた指導・支援をする必要性を認識している。 ○特別支援教育、外国人児童生徒等教育など特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な背景を理解しようとするとともに、インクルーシブ教育の大切さを認識している。	○個の特性や背景を捉えながら、適切な実態把握をすることができる。 ○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導を計画的に推進する。 ○実践を通して、児童生徒の多様性への理解を深めるとともに、合理的配慮に基づいた指導・支援を行う。	○児童生徒一人一人の実態や特性を踏まえた上で、関係教職員と連携し、組織的な指導や支援が行えるように調整する。 ○児童生徒の多様性を理解するとともに、必要に応じて関係諸機関や専門家などとの連携を推進する。 ○教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進する。	○校内委員会など組織的・継続的な指導や支援体制を整え、学校全体の視点でインクルーシブ教育を推進する。 ○人権や個々の価値観を大切にする教育の推進者として、経験の浅い教職員の相談や助言を行う。 ○関係諸機関や専門家などとの連携を積極的に図る。
	保健教育	○学習指導要領を理解し、養護教諭の専門性を生かして、個や集団を対象に取り組もうとする。	○児童生徒の実態から健康課題を捉え、保健指導計画の作成に参画し、実践する。 ○必要に応じて学級担任等との連携やＩＣＴの活用などをして、児童生徒の実態や科学的根拠を踏まえた保健教育を行う。	○校内の連携や外部人材の登用など、コーディネーターの役割を果たすとともに、実践に基づいた評価をし、改善により、よりよい保健教育を推進する。	○養護教諭の視点を生かして、教育課程の中に保健教育を位置付けるよう働きかける。 ○保健教育の実践に対して、指導助言を行う。
	健康相談	○学校保健安全法による健康相談の位置付けを理解し、養護教諭として対応しようとする。	○健康課題の背景の把握、支援方針・支援方法の検討、校内外の連携というプロセスを踏まえて、児童生徒の発達段階に応じた心身両面からの健康相談を実施する。	○早期発見・早期対応に向けて、心身の健康課題を総合的に捉え、コーディネーターの役割を果たし、校内外の支援体制の充実に努める。	○教職員が行う健康相談に対して、指導的役割を果たすとともに、校外の関係諸機関を含めた支援体制づくりをする。
	マネジメント力	保健室経営	○養護教諭の役割と保健室の機能を理解し、実践しようとする。	○学校教育目標を理解し、保健室経営の方針を立て、保健室経営計画を作成し、校内の共通理解を図る。	○学校教育目標の実現に向け、学校保健活動のセンター的役割を果たすよう、保健室経営を工夫・改善する。
保健管理		○救急処置、健康診断、疾病予防などの、保健管理に関する基礎的な知識と技術を身に付け、実践しようとする。	○救急処置や疾病予防などの校内体制に基づき、けがや疾病に対して的確に判断し、迅速に対応する。 ○健康診断や学校環境衛生の結果などについてＩＣＴも活用しながら健康課題を把握し、学校三師・関係諸機関・保護者と連携し、適切に対応する。	○保健管理について中心的役割を果たすとともにＩＣＴを有効に活用したり、組織的な対応をしたりする。	○児童生徒のけがや疾病などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○保健管理の充実に向けて、ＩＣＴも有効に活用し、学校、家庭、地域、関係諸機関との協力体制を確立する。
保健組織活動		○学校保健委員会など、様々な保健組織の意義を理解し、養護教諭として積極的に関わろうとする。	○保健主事とともに、教職員と連携し、学校保健活動を進める。	○保健組織活動に教職員などが主体的に参加できるよう、校内研修などを計画し、啓発を図る。	○近隣の学校などと連携し、地域レベルでの保健活動を推進する。
学校安全・危機管理		○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の回りの危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。	○児童生徒の安心安全を第一に考え、危険を予見するとともに対処する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○安全に対する危機意識をもち、積極的に情報収集をし、課題を明らかにする。 ○学校の安全管理体制を点検し、課題解決に向けて積極的に提案、改善を行う。	○児童生徒の平常時の安全確保、事故などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○学校を取り巻く環境の危機管理について、学校と家庭や地域などとの協力体制を確立する。
同僚との連携・協働		○社会人として良識ある言動をし、円滑な人間関係をつくらうとする。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的にに関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善を進める。	○教職員一人一人のよさを引き出し、それぞれの力を生かして「チーム」として対応できるようにリードする。 ○互いの課題や悩みに気づき、支え合える環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。	○自らの経験を生かし、自校の課題に中心となって取り組み、組織全体の取組を改善する。 ○学校全体における教職員の特性を踏まえ、役割分担を調整するとともに、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境を整える。
地域社会との連携・折衝		○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。 ○家庭、地域、関係諸機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わろうとする。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係諸機関と必要な連携をとったり、他の教職員の助言を受けたりしながら、適切に対処する。	○地域、関係諸機関と良好な関係を築くとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。 ○他校、異校種の教職員との連携・協力を推進する。	○家庭、地域、関係諸機関へ向けての情報発信とともに、地域資源（ひと・もの・こと）の活用を推進する。 ○家庭、地域、関係諸機関からのニーズの情報収集に努め、協働によって教育活動を推進する。

愛知県
教員育成指標
【栄養教諭】



ステージ 資質・能力		愛知県が求める 着任時の姿	第1ステージ 教員としての 基盤を固める	第2ステージ ミドルリーダーとして 推進力を発揮する	第3ステージ シニアリーダーとして 牽引力を発揮する
素養	教育的愛情・使命感・責任感	○児童生徒の伸びようとする姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。			
	倫理観・人間性・行動力	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れとなるような魅力的な人間の姿を追求する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。			
	自己教育力・創造的思考力	○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、常に創意工夫しながら物事に取り組んでいこうとする。			
	コミュニケーション力	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを踏まえ、共通理解を図りながら協働的に行動する。			
指導力	児童生徒理解	○子供の発達の段階や成長に関わる基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の意義や重要性を理解し、一人一人に愛情をもち積極的に関わろうとする。	○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心情を捉える。 ○学級・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢をもつ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の情報共有の場を設定することで、児童生徒を取り巻く状況を的確に捉え、児童生徒の理解を深める。 ○学級・学年などの集団をリードする児童生徒を養成する姿勢をもつ。	○様々な情報に基づいて児童生徒一人一人の状況や変化を的確に捉え、適切な指導方針を立て、児童生徒を理解しようとしている。 ○児童生徒が互いを尊重し、学級・学年及び学校全体をよりよくしようという意識と広い視野をもてるように促す。
	生徒指導	○生徒指導及びキャリア教育の意義を踏まえ、個や集団を指導するための手だてを知り、実践しようとする。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生き方教育」「キャリア教育」とも共通する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の課題を捉えるとともに、保護者の思いを理解し、保護者や他の教職員と協力しながら組織的・継続的に児童生徒に対応する。	○学年・学校全体の児童生徒の特性や状況を的確に捉え、方針や手だてを示しながら、関係教職員や保護者と協力し、組織的・継続的に児童生徒に対応する。 ○経験を踏まえて問題提起や情報提供をしながら、経験の浅い教職員に適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携して、指導の取組方針を的確に示し、具体的に指導する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上の視点をもって、組織的な取組を促す。 ○生徒指導を組織的・計画的に行うための長期的な見通しをもち、教職員に対して指導・助言をする。 ○他の教職員の抱える生徒指導・進路指導上の問題に気付き、適切な助言をする。
	多様性への理解と教育支援	○人権感覚をもつとともに、児童生徒の個性を尊重し、個に応じた指導・支援をする必要性を認識している。 ○特別支援教育、外国人児童生徒等教育など特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な背景を理解しようとするとともに、インクルーシブ教育の大切さを認識している。	○個の特性や背景を捉えながら、適切な実態把握をすることができる。 ○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導を計画的に推進する。 ○実践を通して、児童生徒の多様性への理解を深めるとともに、合理的配慮に基づいた指導・支援を行う。	○児童生徒一人一人の実態や特性を踏まえた上で、関係教職員と連携し、組織的な指導や支援が行えるように調整する。 ○児童生徒の多様性を理解するとともに、必要に応じて関係諸機関や専門家などとの連携を推進する。 ○教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進する。	○校内委員会など組織的・継続的な指導や支援体制を整え、学校全体の視点でインクルーシブ教育を推進する。 ○人権や個々の価値観を大切にする教育の推進者として、経験の浅い教職員の相談や助言を行う。 ○関係諸機関や専門家などとの連携を積極的に図る。
	食に関する指導	○食育の推進における栄養教諭の役割及び学校組織・運営、校務分掌を理解し、栄養教諭の専門性を生かした指導をしようとしている。	○児童生徒の実態や学校教育目標を基にした食に関する指導の全体計画を提案するとともに、栄養教諭の専門性を生かし、担任などとの連携・調整を図った食に関する指導を行う。 ○児童生徒の食に関する健康課題などについて、担任などと連携を図り、個別的な相談指導に関わる。 ○他の教員から学んだり、ＩＣＴを活用したりして、自分の指導を改善しようとする。	○児童生徒の実態を踏まえ学習指導要領に基づいた食に関する指導内容を企画・調整し、給食献立計画と関連付けながら実践するとともにその評価を行う。 ○学校医等と連携するなど、校内の相談指導体制を整備し、児童生徒の食に関する健康課題等について適切に対応する。 ○児童生徒の主体的な学びを引き出す教材教具の工夫やＩＣＴの活用、学級経営や学習方針に沿った指導を展開する。	○食に関する指導を包括的に捉え、適切に実践・評価・改善し、ＩＣＴを効果的に活用するなど、教科等横断的な視点から食に関する指導の教育課程を編成するとともに、教職員に対して適切な指導・助言を行う。 ○学校運営について創造的なビジョンの構想やプランの構築に参画し、食に関する教育活動を推進する。 ○地域、近隣の学校（園）などとの連絡・調整を図り、市町村の食育の計画や推進に関しして主体的に関わる。
	マネジメント力	給食管理	○学校給食の管理における栄養教諭の役割及び学校組織・運営、校務分掌を理解し、栄養教諭の専門性を生かした実践をしようとしている。	○学校給食実施基準に基づいた献立を作成し、学校給食の調理、配食等について指導・助言を行う。 ○学校給食衛生管理基準を理解し、適切な衛生管理のために日常点検及び指導・助言を行う。	○児童生徒の成長の特性や地域の実態などに基づいた適切な栄養管理を行うとともにその評価・改善に努める。 ○調理従事者や調理場などの衛生管理について日常的に評価・改善に努めるとともに、学級における衛生管理などを含め適切な指導・助言を行う。
学校安全・危機管理		○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の回りの危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。	○児童生徒の安心安全を第一に考え、危険を予見するとともに対処する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○安全に対する危機意識をもち、積極的に情報収集をし、課題を明らかにする。 ○学校の安全管理体制を点検し、課題解決に向けて積極的に提案、改善を行う。	○児童生徒の平常時の安全確保、事故などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○学校を取り巻く環境の危機管理について、学校と家庭や地域などと協力体制を確立する。
同僚との連携・協働		○社会人として良識ある言動をし、円滑な人間関係をつくらうとする。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善を進める。	○教職員一人一人のよさを引き出し、それぞれの力を生かして「チーム」として対応できるようにリードする。 ○互いの課題や悩みに気付き、支え合える環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。	○自らの経験を生かし、自校の課題に中心となって取り組み、組織全体の取組を改善する。 ○学校全体における教職員の特性を踏まえ、役割分担を調整するとともに、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境を整える。
地域社会との連携・折衝		○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。 ○家庭、地域、関係諸機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わろうとする。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係諸機関と必要な連携をとったり、他の教職員の助言を受けたりしながら、適切に対処する。	○地域、関係諸機関と良好な関係を築くとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。 ○他校、異校種の教職員との連携・協力を推進する。	○家庭、地域、関係諸機関へ向けての情報発信とともに、地域資源（ひと・もの・こと）の活用を推進する。 ○家庭、地域、関係諸機関からのニーズの情報収集に努め、協働によって教育活動を推進する。 ○地域に貢献する活動を企画・調整する。

愛知県
教員育成指標
【校長】

※教頭については、【教諭】第3ステージ及び【校長】の指標を参照しつつ、校長の補佐としての役割を意識し、資質・能力の向上を目指したい。



ステージ		トップリーダーとして教育活動を推進する	
素養	資質・能力		
	教育的愛情・使命感・責任感	○校長としての高い見識と専門性に裏打ちされた教育理念をもつ。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。	
	倫理観・人間性・行動力	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒及び教職員の手本となるような立ち振る舞いに心がけ、児童生徒、保護者、地域等との信頼関係を築こうとする。 ○包容力をもち、児童生徒及び教職員の目標・憧れとなるような魅力的な人間の姿を追究する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。	
	自己教育力・創造的思考力	○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、慣習や前例にとらわれず、目的達成のために新たな考えを構築し、取り組もうする。	
マネジメント力	コミュニケーション力	○校内での教職員との日常的な情報共有を大切にするとともに、校外での地域・関係諸機関等との折衝力を高めることに努める。	
	教育課題の把握・学校経営ビジョンの明示	○国や県、市町村の動向を視野に入れ、時代の流れや地域性を考慮しながら、自校を取り巻く環境の特性を認識するとともに、教育課題を把握する。 ○教育活動の目標や方針、重点目標を定め、具体的な学校運営の企画・改善につながるようなビジョン（到達目標の明確化、実現プロセスの明示など）を示す。	
	企画・構想力	○教育目標や方針、重点目標について、学校評価や自己評価を分析し、課題に対して新しい改善策を企画する。 ○時代が求める学校の在り方を常に模索しながら、慣例にとらわれず改革意識をもって新しい発想に努める。 ○市民感覚・民間経営感覚に学び、その考え方、手法などを必要に応じて活用する。	
	教職員理解・人材育成	○教職員に対する面談や授業観察とともに、教頭などとの情報交換を常に行い、教職員の現状把握に努める。 ○分担した教職員の業務を見守るとともに、状況を把握し、支援・助言しながら的確に評価する。 ○教職員の持ち味や新しいアイデアを積極的に引き出し、学校運営に生かす。 ○主任などを中心に教職員の協働性を育むとともに、O J Tを推進し、経験の浅い教職員の育成に努める。	
	組織運営・人材活用	○教職員が協働して教育活動を推進するために、職員会議などで具体的な方針や考えを示す。 ○教職員の能力・適性を的確に把握し、一人一人の教職員が意欲をもって活動できる機会や職務を与え、組織を運営する。 ○組織運営を適切に行うことにより、職場環境を適正に保ち、教職員の心身の健康に留意する。	
	財務管理	○児童生徒の安全確保という視点から施設管理に努める。また、児童生徒のための教育環境整備という視点からI C Tや先端技術を含めた備品等の充実に努める。そのために予算の計画的・効率的な執行に努める。 ○事務職員との日常的な連携に取り組み、情報共有に努める。	
	学校安全・危機管理	○児童生徒の安全確保を最優先とし、教育活動における学校安全についての重要性を全教職員に常に意識させる。 ○学校安全マニュアルの遵守と事故・事件の事例を基にした危機管理マニュアルの改善を図るとともに、必要に応じてシミュレーションなどに取り組む。 ○学校の危機管理（事前・事後）について、校内組織と関係諸機関との調整を迅速に図り、的確に判断し、指示をする。	
	地域社会との連携・折衝	○家庭、地域、関係諸機関に対して、学校の教育方針等を発信する機会の確保に努め、明確に説明責任を果たす。 ○家庭・地域からの様々な要望を的確に把握するとともに、地域社会との協力体制を構築し、地域資源を教育活動に生かす。	

メモ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

教員免許更新制

～免許更新の手続きを確実に行っていただくために～

教員免許更新制は、「教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を保持することを確実に保証するものに改革する」ことを目的として、平成 21 年 4 月 1 日から導入されました。

現在、教員の職に就き続けるためには、必ず免許の更新が必要となっています。更新の時期は、各人によって違います。現職教員は、更新時期の勘違いや失念により免許失効した場合、失職となってしまいます。

免許は個人の資格です。教員一人一人が免許更新の制度についてより正確に理解し、自身の期限を正確に把握していただくことが重要です。

新免許状所持者と旧免許状所持者との違いについて

<新免許状所持者>

平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて免許状を取得した者です。免許状そのものに期限(有効期間の満了日)が記載されています。免許状そのものに期限があるため、未更新のまま期限が過ぎた場合、免許状はその時点から効力を失います。

<旧免許状所持者>

平成 21 年 3 月 31 日までに 1 枚でも免許状を所持している者です。つまり、平成 21 年 3 月 31 日までに 1 枚でも免許状を所持している者は、平成 21 年 4 月 1 日以降に新たに免許状を取得したとしても旧免許状所持者であることに変わりはありません。新たに取得した免許状にも有効期限の記載はありません。

旧免許状は、免許状そのものには期限はありません。つまり、旧免許状所持者の免許状は、時間の経過によって免許状が当然に失効することは原則「ない」のです。ただし、旧免許状所持現職教員が、更新講習の修了確認を受けないまま、修了確認期限が過ぎてしまった場合、法律では、その者が所持する免許状はすべてその効力を失うと明記されており、速やかに免許状を返納しなければならないとも規定されています。

旧免許状所持者の免許更新とは

旧免許状所持者の免許状には、期限の記載がありません。法律の改正では、既に所持している免許状に、さかのぼって期限を付することはできないため、平成 21 年 3 月 31 日までに既に免許状を所持している者の免許状には期限を付さない代わりに、「その者が、教壇に立つためには、その者が教壇に立てる状態に更新をしていなければならない」とする制度とし、生年月日で区切られた修了確認期限としました。つまり、新免許状所持者の更新が、まさに免許そのものの更新であるのに対し、旧免許状所持者は、「旧免許状所持者が教壇に立てるようになるための更新」であるという違いをよく理解してください。

免許状の有効期間等の確認方法について

所持する全ての免許状と都道府県教育委員会発行の更新等の証明書を確認し、新免許状所持者か旧免許状所持者かを判断した上で、最新の有効期間又は修了確認期限を把握してください。

なお、旧免許状所持者の最初の修了確認期限は、全て到来済みです。詳しくは、文部科学省のホームページ等で確認できます。

(文科省 Web ページ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm)

新免許状所持者と旧免許状所持者の比較早見表

新免許状所持者と旧免許状所持者の双方に該当する者はいません。(最初に取得した免許状の取得時期により区分されています。)

	新免許状所持者 (教育職員免許法第9条)	旧免許状所持者 (教育職員免許法平成19年改正附則第2条)
区分	平成21年4月1日以降に初めて免許状を取得した者	平成21年3月31日までに1枚でも免許状を取得したことがある者
免許状	免許状に当該免許状の有効期間の満了日の記載がある。	免許状に有効期間が記載されていない。 〔平成21年4月1日以降に新たに免許状を取得しても、新たに取得した免許状に有効期間の記載はない。〕
有効期間 又は 修了確認 期限	免許状及び更新等の証明書に記載のある期限 免許状を複数所持している者は、免許ごとにそれぞれ期限が付いているため、見かけ上は複数の期限があるが、その場合には、有効な免許状及び更新等の証明書のうち一番遠い期限が、その人の更新期限となる。 また、新免許状所持者の免許状に記載する有効期限は、免許状の授与の日から10年先の年度末ではなく、その免許の申請ができる状態になった時から10年先の年度末であることから、免許状の見かけ上、発行日から10年に満たない免許状が存在する。 更新等をしない場合、免許状は失効する。	更新講習修了確認証明書等に記載された期限 有効期間の定めがないため、免許状が自動的に失効することはない。 <u>ただし、旧免許状所持現職教員の場合は、更新等をしない場合、その者が所持する免許状はすべてその効力を失う。</u>
更新	申請期間(有効期間の満了日の2年2か月前から2か月前まで)に、更新する免許状に対応する職種の更新講習を受講し、「有効期間更新申請」を行う。 (更新する免許状の職種[教諭、養護教諭、栄養教諭]が複数ある場合、それぞれに対応する講習が必要)	申請期間(修了確認期限の2年2か月前から2か月前まで)に、今就いている若しくは就く予定の職種(教諭、養護教諭、栄養教諭)に対応した更新講習を受講し、「修了確認申請」を行う。
新たな免許状取得による延期	新たに免許状を取得し、かつ、その取得日に有効な免許状を所持していた場合は、自動的に全ての免許状の有効期間が、新たに取得した免許状の有効期間となる。(一番遠い期限に、自動的に統一される。)	<u>新たに免許状を取得しても、修了確認期限は人ごとに設定されているため、自動的に延期されない。</u> 延期を希望する場合は、必ず「延期申請」が必要となる(現職教員のみ)。
育児休業等の事由による延期	育児休業等文部科学省令で定めるやむを得ない事由により延期する場合は、「有効期間延長申請」を行う。	育児休業等文部科学省令で定めるやむを得ない事由により延期する場合は、「修了確認期限延期申請」を行う。
免除	校長等であることにより更新講習を受ける必要が無いと認められた者である場合、申請期間に「有効期間更新申請」を行う。	校長等であることにより更新講習を受ける必要が無いと認められた者である場合、申請期間に「免除申請」を行う。

ポイント

- 現職教員については、期限の2か月前までに申請を行う必要があります。年度末が期限の場合、1月末日までに申請がなされていないと、失効失職ということになってしまいます。
申請可能期間内であれば、申請時期が早いからといって、次の期限が短くなることはありませんので、早めに申請をしてください。申請は約2年前から可能です。
- 大学等で更新講習を受けただけでは期限は更新されません。更新講習を受ければ手続は終わったと誤認している方がいます。県への更新申請・確認申請の手続をして、次の期限が記された証明書(都道府県教育委員会の公印が押されたもの)を受け取って、初めて更新が完了となりますので注意が必要です。
- 旧免許状所持現職教員の場合、新たに免許状を取得しても、自動的に期限が延期されることはありません。延期の申請手続きが必要となりますので、くれぐれも注意をしてください。

愛知県教育委員会Webページ

愛知の教育	https://www.pref.aichi.jp/site/aichinokyoiku/
教職員課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyosyokuin/
高等学校教育課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/
生涯学習課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syogaigakushu/
義務教育課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/
特別支援教育課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tokubetsushienkyoiku/
保健体育課	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/hoken-taiiku/
愛知県総合教育センター	https://apec.aichi-c.ed.jp/

相談窓口紹介

教育関係職員相談

【愛知県総合教育センター】

- * 相談受付 0561-38-2217
- * 受付時間 午前9時～午後4時

◇ メンタルヘルス相談（要電話予約）

- ・ 精神科医による面接相談 年8回 午後3時30分～午後5時

◇ 身上・生活相談 (月～金) 午前9時～午後4時

◇ セクシュアル・ハラスメント相談 (火・木) 午前9時～正午

※ 祝日は相談を行っておりません。

その他の窓口は、福利課のWebページで確認できます。

➡ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/fukuri/>

令和4年度 幼稚園・小学校・中学校 教員研修の手引

愛知県教育委員会

〒460-8534

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号